

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 30 年 12 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 52 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	林下委員長、中村（吉宏）副委員長、秋元・酒井（隆行）・ 面野・小貫各委員		
説明員	産業港湾部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、面野委員を御指名いたします。

この際、本日12月19日に出席予定の参考人について御報告いたします。

参考人として森井秀明氏を決定していますが、12月14日、同氏から、今までの議会で御説明しており、これ以上お話しできることはありませんという理由で、出席できないとの申し出がありました。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「日本遺産認定に向けた進捗状況について」

○産業港湾部長

日本遺産認定に向けた取り組み、進捗状況の報告の前に、地域型日本遺産認定申請について、私から一言申し述べさせていただきます。

既に、経済常任委員会の皆さんには、日本遺産担当から地域型の認定申請について、今年度の申請が間に合わず、来年度の認定申請を目指すこととして報告をさせていただきました。申請がおくれることにつきましては、本会議の中で市長からお答えさせていただきましたが、さまざまな理由があったものの、私も含め当部の業務の進行管理ができなかったものであり、改めて皆様におわびを申し上げたいと存じます。

今後の認定申請に当たっては、北前船日本遺産推進協議会において、有識者の方や関係団体の皆さんから御意見をいただき、小樽らしいしっかりとしたストーリーをつくりまして、あわせて地域活性化計画を取りまとめたいと考えております。日本遺産の認定は、今後の本市のまちづくりの重要な取り組みの一つでございますので、認定が受けられるよう最善を尽くしてまいりたいと存じます。

○（産業港湾）中崎主幹

日本遺産認定に向けた取り組みにつきまして、本年第3回定例会で報告させていただいた以降の取り組みなど、進捗状況を報告いたします。

まず、10月4日、読売・日本テレビ文化センター荻窪センターでの「荒波を超えた男たち北前船ゆかりの地を巡る」に教育委員会の御協力をいただきまして、小樽市総合博物館の石川館長を講師として派遣いたしました。今後、この受講者がツアーで小樽に来られるというふうに伺っております。

10月6日、新日本海フェリー新潟発便での北前船船上講座のため、石川館長に新潟へ行っていただきましたが、このときは台風のため中止となりました。

10月12日、北前船日本遺産推進協議会から委託を受けた旅行会社による広域観光周遊ルート調査に担当主幹、主査が同行しました。

10月19日から21日、観光物産プラザにおいて、第一管区海上保安本部の「灯台150周年特別展」に日本遺産認定記念パネル及び北前船の帆を総合博物館の御協力を得て展示いたしました。

10月20日、新日本海フェリー新潟発便での北前船船上講座の2回目として、小樽商科大学高野先生が乗船客向けに講座を開催、あわせて日本遺産認定記念パネルを展示しました。

10月26日、岩見沢市で開催された第2回炭鉄港推進協議会幹事会及び作業部会に担当主幹が参加しました。

10月27日から、現在も行われております中村善策記念ホール開設30周年・没後35年特別展「中村善策と小樽・風景画の系譜」に日本遺産認定記念パネルを展示しております。

10月27日、28日、札幌駅前通地下歩行空間での道内日本遺産のPR、これは江差町の呼びかけで、上川町、石狩市とともに参加し、日本遺産認定記念パネルの展示及び観光物産プラザの御協力をいただいて瓦焼きバームを初め

とする北前船関連商品の販売を行いました。

10月29日、小樽海上保安本部及び北海道ドローン協会とともに、「日和山灯台ドローンコンテスト」を開催しましたが、当日、強風のため中止となりました。

11月3日、4日、「レールカーニバル in おたる」に出展した小樽商科大学マジプロ「日本遺産による小樽の活性化」チームを支援いたしました。

11月4日、赤平市で開催された「炭鉄港リレートーク」に産業港湾部長、担当主幹、主査が参加いたしました。

11月15日、16日、「北前船寄港地フォーラム in 尾道」に観光ガイド1名を派遣しました。また、その会場において、来年10月19日、20日の両日、本市と石狩市が共に北前船寄港地フォーラムを開催することが発表されました。

11月29日、札幌市で開催された「炭鉄港セミナー」に次長、担当主幹、主査が参加しました。

12月3日、日本遺産庁内関係部長会議において、これまでの日本遺産経過報告を行うとともに、申請に向けた体制及びスケジュールについて確認しました。

12月11日、日本遺産認定に向けた庁内連絡会議を開催し、庁内関係部の課長職で地域型のストーリー骨子や、地域活性化計画原案への庁内合意に向けた協議や、シリアル型の取り組み状況の確認を行いました。

12月12日、13日、北前船日本遺産推進協議会主催の「学芸員研究セミナー」に教育委員会の御協力をいただき、総合博物館学芸員を派遣しました。

今後、小樽市日本遺産推進協議会を開催し、地域型のストーリーや地域活性化計画の作成を進めるとともに、北前船の普及事業や炭鉄港の取り組みへの協力を行ってまいります。

○委員長

「株式会社小樽築港開発（旧株式会社小樽ベイシティ開発）の再生手続の終結について」

○（産業港湾）次長

株式会社小樽築港開発こと、旧株式会社小樽ベイシティ開発の民事再生手続の終結に伴い、再生手続の流れと会社分割の概要について報告します。

お手元の資料は、会社分割の流れと、分割後の新会社の資産状況と、民事再生の一連の手続を図にあらわしたものでございます。この後、分割後の株式会社小樽築港開発を旧OBC、小樽ベイシティ開発を新OBCとさせていただきます。

初めに、資料の上部、㉠、㉡の部分をごらんください。

民事再生法適用の申請前に、イオン北海道株式会社は平成29年12月5日付で、債権を株式会社小樽ベイシティ開発のスポンサーであるルネッサンスセブン投資事業有限責任組合に譲渡しております。

次に、資料右側、民事再生手続の部分をごらんください。

29年12月7日に、株式会社小樽ベイシティ開発は裁判所に民事再生法の適用を申請、12月19日に裁判所が民事再生手続の開始を決定、その後、再生債権届け出、一般調査などの手続を経まして、3月29日に株式会社小樽築港開発と株式会社小樽ベイシティ開発に会社分割の手続が行われました。

以降、7月27日に裁判所に再生計画案を提出、9月25日に裁判所が再生計画を認可決定し、官報公告の手続を経まして、10月20日の再生計画認可決定確定をもちまして、民事再生手続が終結しております。

次に、新旧OBCの資産状況について説明いたします。

資料左側の㉢の部分をごらんください。

会社分割により、旧OBCの不動産ほか資産、取引債権債務、敷金保証金債務は記載のとおり新OBCに吸収分割されました。結果、旧OBC金融負債についてはルネッサンスセブンから債権放棄を受け、その他未払い金につきましては99%の免除を受け、債務の整理を行ったものであります。

次に、資料中ほど㉣の部分をごらんください。

ルネッサンスセブンから全額出資を受けた新OBCは、不動産ほか資産、全事業及び従業員、一般取引先やテナントに対する債務、テナント入居時の敷金保証金債務を旧OBCから継承し、ルネッサンスセブンが取得したイオンへの支払い対価相当プラス運転資金ほか金融負債については、将来的には一部株式化され資本に組み入れられ、残りは金融機関からリファイナンスを受ける予定となっております。これにより、新OBCは各種維持管理コストの圧縮などを図りながらウイングベイ小樽の運営に当たってまいります。

今後とも、小樽ベイシティ開発とは連絡を密にし、情報共有をしてみたいと考えております。

○委員長

「企業誘致推進役の活動状況について」

○（産業港湾）富樫主幹

昨年4月から東京事務所に配置しております企業誘致推進役につきまして、平成30年度上期の活動状況を報告させていただきます。資料3、企業誘致推進役の活動状況に関するレポートをごらんください。

1 ページ目につきましては、企業誘致推進役の活動状況と首都圏企業の立地動向の概括について記載しております。まず、活動状況につきましては、30年度上期（平成30年4月～平成30年9月）における訪問企業数は56件、うち数を申し上げますと、新規訪問が44件、誘致対象である食品関連・物流関連・IT関連企業訪問は30件でありました。訪問件数は昨年同期の116件を大きく下回っておりますが、これにつきましては、期間中に企業誘致推進役が交代したことにより、活動期間が短縮したことが大きな要因と考えております。後任の推進役はこれまでの経歴を生かし、本市がアプローチできていなかった上場企業を中心に訪問活動を行っており、新規訪問の8割弱という高水準を維持しておりますので、今後の活動に期待しているところであります。

次に、立地動向につきましては、食品関連を含む製造業全般につきまして、国内拠点の統合・再編が中心となっており、新たに道内へ進出する可能性は乏しい状況にあります。ただ、物流関連は消費者ニーズの多様化で多頻度、少量配送が進んでいることから、札幌市との近接性など本市の強みを生かせると考えており、技術系人材を中心とした首都圏における人手不足により、地方に目を向ける企業がふえる可能性もあると考えております。引き続き地道な訪問活動と情報収集により、企業が発するシグナルを見逃さず、機を見て効果的なアプローチをするように努めてまいります。

2 ページ、3 ページ目につきましては誘致対象企業の訪問について記載しており、①IT関連企業、②食品関連企業、③物流関連企業、④その他の四つの分類別に、面談記録などを参考に業界分析の結果や今後の可能性などについて記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

4 ページ目につきましては、前任の企業誘致推進役が行ったビジネスマッチングの結果と訪問先開拓のための異業種交流会の参加状況を記載しておりますので、こちらも後ほどごらんいただければと存じます。

最後に5 ページ目につきましては、概括と今後の活動の方向性を記載してございます。総括につきましては、本市あるいは北海道に進出する可能性があるという回答した企業は、大型投資で活況を呈している首都圏においては非常に少ない現状がありますが、首都圏におけるビジネス環境の変化により、回答にも変化が生じる可能性がありますので、今後も引き続き地道な訪問活動で本市の認知度を高め、信頼を勝ち取っていく考えであります。

また、誘致企業が、移転後も事業を継続し本市経済に公益を与えるためには、地域資源の活用や地場企業との連携が重要であることから、誘致対象企業のビジネスモデル分析の精度についても高めてみたいというふうに考えております。

企業誘致推進役の今後の活動の方向性につきましてはこれまでどおり変更はございませんが、その手法につきましては後任者とも相談しながら、その経歴、能力を生かせる内容に適宜修正していく考えであります。

○委員長

「平成30年度歩行者通行量調査結果について」

○（産業港湾）山本主幹

平成30年度歩行者通行量調査結果の概要について報告申し上げます。

まず、資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

この調査につきましては、市内中心部の都通りですとか、サンモール一番街、それから花園銀座商店街、各商店街での歩行者通行量を計測することとして行っておりまして、過去との比較をする中で最終的には基礎資料ということで毎年行っているところでございます。調査地点は10地点で計測しておりまして、資料2ページに調査地点の略図を記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

続きまして、1ページの下「5 調査日の特徴」についてでございますけれども、調査日につきましては例年と同時期の6月1日と3日、それから秋は9月28日と9月30日のそれぞれ平日の金曜日と日曜日に実施しました。6月につきましては両日ともに好天で気温も平年より高かったのですが、9月につきましては金曜日のみ一時的に雨模様の天候となりました。

続きまして、3ページ目をごらんいただきたいと思います。

上段、調査結果の概要でございますが、春と秋の平日と休日の合計を29年度と30年度で比較したものでございます。春は前年度に比べますとプラス7.1%で、ことしは4万4,115人でした。それから秋につきましてはマイナス15.9%ということで、大幅に減少しております。これはやはり秋の震災が影響しまして、観光客なりの大幅な減少が影響したものと推測しているところでございます。

続きまして、5ページ目をごらんいただきたいと思います。

真ん中より下の「2 平日の通行量について」で結果をお示ししております。ここで、見やすいように7ページに、これまでの推移を載せた表がございますので、少し字が小さいですが、そちらをごらんいただきたいと思っております。

表の7ページ下段の30年度のところでございますけれども、春は前年度に比べますと平日は2.4%減少しております。それから秋につきましては、平日は震災の影響があったこともありまして大きく減少しているところでございます。春と秋を合計しますとマイナス6.6%ということで、減少したという結果になっております。

続きまして、6ページにつきましては休日の通行量について「3 休日の通行量について」でお示ししておりますが、これにつきましても7ページの下の30年度のところで見ていただきたいと思っております。

30年度は、春につきましては比較的好天に恵まれたこともありまして、前年度に比べますとプラスで22.1%となりました。これは逆に言うと、昨年の春は悪天候の影響がありまして数字が19.9%と落ち込んでいたものですから、それが回復した部分もあるというふうには思っているところであります。

続きまして、秋につきましては震災の影響がございましたので、やはりこれは大きく減少したということで、春と秋を合計しますと、前年比に比べますとマイナス3.9%という結果になっております。

続きまして、6ページ、「4 平日と休日の通行量比較について」でございますけれども、29年度につきましては25.4%、30年度につきましては23.3%、平日がやはり休日を上回っているという状況が続いております。やはり休日になりますと高齢層の外出の機会、通院などの外出機会が減るということもありまして、やはりどうしてもそういった傾向が影響しているかというふうには思います。

8ページ以降につきましてはグラフを掲載しておりますので、詳細な説明は割愛させていただきますので御確認いただきたいと思っております。

○委員長

「小樽港物流促進プロジェクト事業（ロシア・サハリン州訪問）について」

○（産業港湾）港湾振興課長

小樽港物流促進プロジェクト事業（ロシア・サハリン州訪問）について報告させていただきます。

本事業は、平成27年から対岸貿易の促進のため、定期RORO船航路が就航しているウラジオストクを含む沿海地域と、不定期ですが、中古車輸出を中心とした貨物船の往来があるサハリン州の両地区をターゲットに行っているものです。本年は、サハリン州の州都でありますユジノサハリンスク市を10月31日から11月3日の日程で、市職員1名と、民間からは市内のメーカー3社4名、船舶代理店2社2名、商社1社1名の7名、総勢8名で現地に行ってきました。貨物船の現地運航会社や輸出入に関連する商社やスーパーチェーンを展開する会社、建設関連会社、船舶関連会社、経済関連団体など計8団体を訪問いたしました。また、現地での企業訪問に際しましては、北海道銀行のユジノサハリンスク駐在員事務所の現地スタッフにも同行いただきました。

具体的な内容ですが、まず、日本からの食料品を輸入販売している事業者やサハリン州外で数多くの店舗を展開する大手スーパーを訪問した際には、日本からの貨物の流れについて伺ったほか、サハリン州内における日本製品の需要について情報提供いただきました。

ここでの内容としまして、サハリン州では野菜の自給率が比較的良好、日本産の青果物は品質に対する信頼は厚いものの、流通経路が高いために商品が店頭に並ぶ際には、日本から輸出、出荷した金額の3倍以上になるとのことで、価格競争力という点で扱うのが難しいという意見を伺ったところですが、消費期限が比較的良好温度管理の点で運送方法に余り気を使わなくて済む調味料ですとかお菓子などは、現在でも少ロットながら輸入しているというお話を伺いました。今後、富裕層の増加や日本食ブームが続いていくということで、一定程度の需要拡大が見込まれるとお話もあり、状況を注視してまいりたいと考えております。

また、同社が日本製品を卸している日本食レストランを訪問し、現地の皆さんにどのように日本の食文化が受け入れられているかを視察してまいりました。

続きまして、日本から輸入したサイディングなどの建材や工具を多数展示販売しているホームセンターを視察した際には、小樽から同行したメーカーが手がける包装材ですとか融雪パネル、こちらについての商談を行いました。やはり日本の商品に対する品質への信頼感は厚く、特に融雪パネルについては高い関心が寄せられたところではありますが、やはり価格面で課題があるとの意見も寄せられ、どのように販売展開をしていくかメーカーが持ち帰って、現在検討を行っているところです。

ここで得た情報として、サハリン州ではこれから戸建て住宅の需要が高まっていくとのことで、実際にユジノサハリンスク空港の近隣では、建設中の住宅も数多く見受けられました。訪問したホームセンターでは現在も日本からの建材を輸入しているところですが、現地でも需要の高まりに応じ輸出拡大が見込まれるところであり、新たな貨物として注目してまいりたいと考えているところです。

今回はそのほか、北海道サハリン事務所とサハリン日本センターを訪問しまして、現地の経済状況や北海道の関係についてレクチャーを受けたほか、北海道とサハリンにおける空路による直行便があることに對する優位性から、今後の小樽とサハリン州による観光客の往来に期待しているといったお話も伺ったところです。

最後になりますが、小樽港とサハリンとの貿易につきましては、地理的優位性を生かし、今後も継続を図りたいと考えており、今回同行した事業者らとともに、現地で御協力いただいた北海道や北海道銀行の現地出先などの協力もいただきながら、引き続き対岸貿易の促進に向けて小口貨物であっても集荷につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「東京都板橋区におけるアンテナショップ展開事業について」

○（産業港湾）商業労政課長

本市が首都圏で実施しておりますアンテナショップ展開事業につきまして、本年度をもって事業を終了する予定でございます。このことにつきまして、資料6と記載しました資料に沿って説明をさせていただきます。

初めに、この事業の概要につきまして、1ページ目の事業概要に記載のとおり、小樽産品の販路拡大に取り組む

ため、小樽物産協会と連携し、平成19年10月から、東京都板橋区ハッピーロード大山商店街振興組合が運営する「とれたて村」に参加してきました。参加に当たりましては、物産協会が大山商店街振興組合と契約を交わし、物産協会が商品供給を行い、小樽市は物産協会に対し年間51万8,400円を負担しております。

次に、2ページ目をごらんください。

「2. 目的・効果」に記載のとおり、目的は首都圏での継続的な商品PRとニーズの把握でありまして、安定した情報収集や定量的な分析、物販イベントの実施により、直接消費者の反応を確認できる、そういった効果を期待し事業を継続してきました。

しかしながら、「3. 現状・課題」に記載のとおり、21年度以降は売り上げが減少し、商品PRや情報収集機能が低下していること、10年間のデータ分析によりニーズの把握ができてきていること、そして、野菜や漬物といった商品に対するニーズが高く、水産加工品を中心とする小樽商品の取り扱いが限定的である、こういった状況にありまして、「4. 事業継続（終了）に係る判断」に記載のとおり、27年度の売り上げがピーク時の2分の1となり、アンテナ機能の低下が懸念されたことから、28年度以降、「とれたて村」に対しまして野菜や果物の供給を提案するなど、売り上げの増加に資する取り組みに努めてまいりましたが、効果は限定的でございました。

また、本来アンテナショップに期待されるテスト機能について「とれたて村」への追加的な費用負担が生じるため、これについては慎重な判断を必要としまして、また、事業自体ことしの9月末をもって丸11年となりまして、一定の傾向はつかめていたこともありまして、事業継続に当たっての最終的な判断のため市内の製造業者に対するアンケートを実施したものであります。

その結果、首都圏での商品PRや消費者ニーズの把握には、現状において十分果たせていないといった御意見が多く、最終的な判断としてアンテナショップ展開事業は終了することとし、大山商店街振興組合に対し、31年3月31日をもって事業を終了する内容で解約を申し入れたものであります。

○委員長

「小樽市中小企業振興会議」の設置について」

○（産業港湾）産業振興課長

資料7に基づきまして報告いたします。

「1 中小企業振興会議の設置について」につきましては、小樽市中小企業振興基本条例に基づき市長の附属機関として設置するもので、産学官金の新たなネットワークとして中小企業振興の推進に向け取り組むものでございます。会議は、去る11月9日に第1回を開催し、委嘱状手交のほか、市の人口、産業や中小企業振興施策などを説明し、委員の皆様の御意見などをいただいたところでございます。

「2 中小企業振興会議委員について」につきましては、掲載の委員名簿につきましては条例の規定に基づき整理してございますが、中小企業振興に向けては、関係する多くの方々から幅広く御意見をお聞きする必要があることから、条例制定に向け設置した検討委員会をもとに、観光関連、港湾関連、銭函地域の各団体を加えた19名の委員構成とし、市長から委嘱したものでございます。

委員の選出につきましては各団体等に一任し、代表者から委員の推薦をいただいたものであり、第1回振興会議において、会長には小樽商科大学の李部門長が、副会長には北海道職業能力開発大学の荒磯校長が選任されてございます。

「3 目的及び概要」ですが、条例に規定する施策の基本方針などを具体化するための会議であり、委員の皆様の調査審議により、中小企業振興策への反映を検討するものでございます。

「4 スケジュール」につきましては、別紙でございます。

会議は、委員の任期とする2年をベースに全9回の開催を予定してございます。今年度は委員の皆様からいただく意見を整理しながら諮問に向けたテーマを設定することとし、来年5月に開催する第3回において市長からの諮

問を予定してございます。来年11月の第5回では中間答申を予定し、平成32年度予算への反映を、委員の任期となる30年11月の第9回では答申を予定し、33年度予算への反映をそれぞれ検討してまいりたいと考えており、委員の皆様のご御意見などをいただきながら中小企業振興に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、立憲・市民連合、公明党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎株式会社小樽築港開発の再生手続の終結について

今、報告を伺った中で1点確認したいことがありました。ウイングベイ小樽の件なのですが、今報告があった中で、いわゆる小樽築港開発のところ、旧OBCなのですがすけれども、この会社について今後どのような対応をしているのかというところを少しお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）次長

旧OBCにつきましては、現在、まだ再生計画が終結した後も存続はしております。こちらにつきましては具体的な説明等は受けておりませんが、昨年12月、民事再生法適用申請時の記者会見では、OBCとしてはでき得る限りの責任を果たしていくということで伺っておりますので、今後も注視してまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

いろいろな責任という部分、大きいところもあると思います。少しでもその責任を果たせるように、市としてもいろいろとアドバイスをしていっていただきたいと、このことをまずはお伝えさせていただきます。

◎観光について

まず、観光の問題から先にお伺いさせていただきたいと思います。

今、観光街地ではいろいろな要望等も上がっている中で、私もキャッチしているところ、例えば観光客の歩く通りの街路灯が暗いですとか、そういうことがいろいろと上がっております。

また、高橋龍議員が第3回定例会の代表質問で質問されていましたが、メルヘン交差点のところで客引きがあったりとか、謎に物販が行われていたり、宗教の勧誘があったりと、こういった話も私も耳にしているところで、こういった状況がなかなか改善されていないのかなというふうに捉えております。

こういったところについての対応、場当たりといいますか、対処療法的な対応ではなくて、しっかりといろいろな情報を集めて小樽市が観光都市として恥ずかしくないようにしていただきたい。これは以前にも、私が経済常任委員会の中で質問したのですがすけれども、こういった対応について何かあれば少しお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

まず、街路灯の点についてあったかと思うのですがすけれども、おっしゃっているのは堺町通りのことかと思うのですが、ここは20年ほど前に道路と街路灯が一緒に整備されたところでございますけれども、街路灯の明るさにつきましては状況を確認しまして、地元商店街の御意見も伺って、明るさについて改善の必要性があれば技術面ですとか、予算面もありますので街路灯を所管する建設部と協議してまいりたいと考えております。

メルヘン交差点についてなのですがすけれども、メルヘン交差点の歩道部分の秩序の維持を図るということについては、今管理に関して地元商店街と、例えば協定を結ぶといった方法の可能性について建設部と連携して検討していきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今、協定というお話がありましたけれども、具体的に例えばどういう内容の協定を結んでいくような考えとか、案とかが上がっていれば示していただきたいと思いますがいかがですか。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

恐れ入りますが、所管が建設部の用地管理課になりますので、内容について具体的には今聞いてはいないのですが、地元商店街と打ち合わせをする中では、中に入って協議してまいりたいと、これから考えてまいりたいと思います。

○中村（吉宏）委員

だから共有はしていないのでしょ。用地管理課が今そういう話をしていますというところで、観光振興室はまだ、今多分共有できていないということだと思うのですが、そういうところがいろいろな場面で実は見受けられるのです。

きょうは質問でお伺いしたいことがもう 1 個あって、商店街の振興と、それから観光振興室との共有と伺いますか、状況について少しお話を伺いたいと思います。

こういう声も一部上がっていて、小樽駅前から観光客の動線を考えたときに、海に向かって、運河に向かっておりていく動線から東側は観光客が非常に回遊しやすい動線になっているのだけれども、片や中央市場ですとか、梁川通りの商店街のある西側への回遊がなかなか見込めないのだというところで、梁川通りの商店街ですとか、中央市場とかも何とかここを観光客に歩いてほしい、人の動線をつくりたいのだという発想を持っていらっしゃるのです。

具体的には、今少し耳にしているところでは、船見坂下の通りに自分たちの名称などをつけてわかりやすくして、見やすくして観光客に興味を持って歩いていただくような施策もしたいということなのですが、一つ、観光地の商店街としては堺町通り商店街が非常ににぎわっていて、イベントなどでは観光振興室も協力している状況、片やほかの商店街は、梁川商店街も、それからサンモール一番街商店街、都通り商店街、花園銀座商店街と、市内にはこういった商店街がいろいろあると思うのですが、こういったところの地域応援という商業労政課がいろいろとカバーしている。

同じ商店街でありながら観光客のいろいろな動線をつくらなければならないというところで、いまいち連携がもう一つとれていないと伺いますか、こういったことがうかがえるのかと思うのですが、この点についてもう少し連携強化なり対応を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

今ありました最初の質問でいきますと、船見坂から中央市場等のネーミングについては、そういったアイデア等があれば、市としてそういう名称のプッシュと伺いますか、例えばマップですとか、そういったものに載せられるかどうか、そういうのは相談に乗れるかというふうに思っております。

また、二つ目にありました堺町通り商店街のイベントについては、情報共有ということもあって、観光振興室でもその会議等には出させていただいて、情報をもらっているというところでは。

ただ、今言われましたようにほかの商店街の全てに、観光振興室が情報共有ということでその打ち合わせですとか、そういったところにはまだと伺いますか、入っておりませんので、その辺は商店街担当と商業労政課になるのか、そこと少し話してみて、必要であれば、アドバイスができるようなことがあれば必要に応じては考えていきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

ぜひともいろいろお願いしたいと思います。同じ部内なので、課の間で問題共有、商店街でありながら観光のニーズも取り込んでいきたいのだと、こういう声もしっかり共有していただきたい。同時に堺町の先ほどのお話では

ないですけれども、何か商店街と協定を結ぶ、用地管理課が把握しているからよくわからないのだというのではなくて、両方で情報共有しながらいろいろな対応を市民の皆さんにさせていただきたいなというふうに思います。

観光に関連してもう 1 点なのですが、小樽雪あかりの路がことし 20 周年を迎えて次は 21 回目になるのですけれども、国土交通省の手づくり郷土大賞というのをいただいたということでもあります。冬の観光はこれからニーズが高まっていくと思いますが、こういったものの振興に向けて、こういった非常に喜ばしいものをもっとたくさん PR して、冬の観光振興につなげていただきたいと思いますけれども、この点はいかがでしょう。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

雪あかりの路が国土交通省の手づくり郷土賞の大賞部門グランプリに輝いたということで、これは大変名誉なことと思っております。雪あかりは、小樽の冬の目玉としてこれまでも PR に努めてきておりますけれども、今回の受賞については市のホームページに掲載したほか、今後は市や小樽観光協会とも連携して、国内外で行います各種のキャンペーンなどで、この受賞のことも含めてさらなる PR に努めてまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

いろいろお知恵を絞り、アイデアを出しながら本当に PR していただきたい。これは本当に、また小樽の新たな PR 材料になると思いますので、よろしくお願いします。

◎小樽市公設青果地方卸売市場について

次に、公設青果地方卸売市場に関連する質問ですが、今、この青果市場で仲卸、仲買または買出人として参加している企業の中でいろいろチェーン店といいますか、大型店舗の方たちも入っているのかというふうに思うのですが、現在どのぐらいの割合でといいますか、パーセンテージとかは難しいと思うのですが、大手で小樽市内に店舗を出しているところで、青果市場の中で取引を行っていない会社というのはどのぐらいあるのかお示しいただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

ただいまの質問ですが、仲卸業者は 10 社ございます。市内の大型のスーパーアークス、CGC、コープさっぽろ、ホクレン、イオン系で 15 店舗ほどあるのですが、ここの 15 店舗は全てうちの仲卸業者との取引があります。

○中村（吉宏）委員

今そういう中で、公設市場を使われていない企業というのはありますか、ないですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今聞いている中で取引がないというのは、ことし開設されたスーパーが 1 件まだ取引はないという状態が続いております。

○中村（吉宏）委員

私は、常々域際収支はどうかのと、この市域内にお金が回って行って、この市域内で利潤を生んでいけるようなものを目指すべきなのだとということで、そういった計算の過程も含めて取り組みしてほしいのだということをお願いしておりますけれども、まさしくこういう青果市場ですとか、小樽市公設水産地方卸売市場もそうなのですが、こういう市場で取引をすることも、こういった市域内の経済循環にとって非常に重要なことだと考えます。

今、1 店舗は使っていないところがあるというお話でしたけれども、こういった事情があるのか、また、小樽市から声かけはしているのか、そういった状況をお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今回のその 1 件、取引がまだされていないところのスーパーとは、出店の際にうちの卸売会社との接触があったというふうには聞いております。しかし、その中でうちの市場を通して商品を購入していただきたいといった要請等も行ったというふうに会社からは聞いておりますが、現実、必要なロットの数を確保できなかったりといったような状況とか、そういった意味でいまだに札幌から仕入れているといったような状況で、接触は今後もしていきたい

いというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

恐らく大量に買い付けて、大量に安く販売しようというようなことだと思うのですが、それにしても消費者は市域内の方が中心だと思うのです。市域内の方が中心の消費の地域で、外のものが入ってきて、ここで消費だけされてということになると、域際収支上はやはり域外に収益が出ていくというふうに思いますので、何とか数量というか品物を特定してでも、あるいはロット数を満たすと、こういうようなことも含めて努力していただきながら、またそういったことで何とか利用を進めていただく、もう少し強い言葉で言うと、絶対利用しなさいぐらいまで言っていただきたいと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

まさに委員がおっしゃるとおり、市域内での経済流通を考えると、そういったことは確かにベストなことだと考えておりますので、今後も卸売会社とも一緒になって、市内での買い付けといったことについてもしていただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

本当に市域内の経済活性化というところにもつながっていくと思いますので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

◎企業誘致について

次に、企業誘致に関してです。

先ほど企業誘致の関連の報告も伺いましたが、今、首都圏ですとか関西圏とか、大きい地域から企業誘致を、こういう活動もされているところだと思うのですが、もう少し今、足元を見たお話といたしますか、この小樽の市域内にあって、本社が小樽にない企業の本社移転とか、そういうことをしてはどうでしょうかという提言、結論を言えばそういうことなのです。

今、どうでしょうか、法人市民税等の関連もあると思うのですが、やはり本社は小樽市内にあったほうがいいのではないかと考えるのですが、この辺の情報をまず捉まえて御見解をいただきたいと思います。いかがですか。

○（産業港湾）富樫主幹

市税につきましては所管が違いますので、概括で申し上げます。

法人市民税につきましては、本社であるとか、支店であるとか、営業所であるとか、そういった設置形態によって課税をするというものではなくて、例えば均等割額につきましては、市内従業者数とその会社の資本金の額、これによって均等割額の課税を決めると。法人税割額については、利益が出ている場合なのですけれども、課税標準額に市内従業者数を全従業者数で除した割合を掛けて、かつ税率を掛けるというふうになってございます。

委員から御指摘のあった出店形態というか、設置形態によっての下げはないのですが、ただ、一般論として申し上げますと、もちろん本社のほうが従業員数というか職者数は多いですし、営業所よりも支店のほうが多いという意味では、ある程度そういった出店形態によって従業者数に差が出て、結果的に法人市民税の額にも影響が生じるというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

本社機能が小樽市にあったほうがいいのではないかと、確かに本社機能があるとやはり従業員数の問題も、支店や出張所、工場というよりもより充実してくると私も思います。やはりその会社の本丸なので充実してくるのかなというふうに思います。

ちなみに少し情報としていただきたいのですが、ここ数年で、当初小樽に工場とか出張所とかそういったものが置いてあって、その後小樽に本社を置いてくれた企業というのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

私どもは、あくまで製造業であったりとか、あるいは物流関連企業であったりとか、そういった企業を中心として、かつ銭函工業団地であったり、石狩湾新港地域であったりというような、ある程度工業集積地の部分の統計しかとってございませんので、その中の範囲で少しお答えさせていただきますと、本市に工場を設置することをきっかけに、企業によってすぐ本社移転していただける場合と、数年かかる場合ともちろんあるのですが、銭函工業団地の場合であれば15社ぐらい、石狩湾新港地域の場合であれば二、三社ほどというふうに把握しているところでございます。

○中村（吉宏）委員

工業地域はそういう形と。市内中心部を含めて、今小樽は観光産業、これは市長も観光を軸にしていくのだという方針を出されていますけれども、観光中心というサービス業中心になるのかと、こういったところの企業で小樽に本社を置いてくださるような実績、あるいは見込みとかというのはどうなのでしょう、ありますか。

○（産業港湾）富樫主幹

大変申しわけございませんが、そういった小売業とかサービス業につきましては、私どもはそういった本社、あるいは支店の設置状況等を把握してございませんので、お答えすることはできません。

○中村（吉宏）委員

把握はされていないということだと思います。ただ、これもやはりしっかり把握をした上で、小樽に本当に本店、本社の機能を置きながら小樽の地場の企業として活躍してくれるところがもっとあってほしいなと思いますけれども、今後もう少しこの辺もリサーチしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

先ほど、銭函工業団地は15社程度、石狩湾新港地域は二、三社程度の本社移転がありましたという数を報告させていただきましたのですが、もう少し踏み込んでその内訳を申し上げますと、銭函工業団地は131社操業しております、小樽市内に本社を置いている企業の割合が大体50%、市外の企業が50%、半々というような状況でございます。石狩湾新港地域に関しては53社操業しているわけなのですが、小樽市内に本社があるのが大体20%、市外の企業は80%というような状況でございます。

これは一概にこの数字をもって判断することはできないのですが、ただ、例えば銭函工業団地に関しては域内に銭函工業協同組合という組合があって、こういう組合活動も活発に行われているというような、地場に密着した活動を行っているということが土台にあるということが、もしかすると市内に本社を置こうとかというふうには、結果的に本社移転につながっている一面があるのかなというふうにも考えてございますので、私どもとしましてもそういった企業とのかかわりというものを強めながら、市内に本社を移転していただけるような企業への働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

そうした際に、小樽市の今の企業誘致等の窓口、主幹が今一生懸命されていると思いますけれども、組織としてどうなのですか、そういう取り組み、あるいは情報をまとめながらもっと推進していくような組織づくりというのも、私が見た感じでは必要かと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○（産業港湾）富樫主幹

組織づくりの話になりますと、私からの答弁が少し難しい部分がございますけれども、ただ、私どもやはり企業誘致というのをやっていく上で、例えば観光振興的な話であったり、商業振興的な話であったり、あるいは取引先の話になると、産業振興的な話は複数にまたがる場合がございます。そういうこともございますので、私どもとしましても、例えばそういう企業と接触してさまざまな相談を受けた場合は、部内で関係課に対する情報共有というのを速やかに行いながら、現在もやっているというようなところでございます。

逆に、私ども企業誘致サイドに情報提供いただける場合もございますので、そういった情報共有の延長線上に組織、それで不足であれば組織の見直しというのが必要になるのかなというふうには考えてございます。

○産業港湾部長

ただいま企業誘致担当主幹から横の連携という、それについての話がございました。当然それぞれの観光であったり、商業であったり、企業誘致担当であったり、工業であったり、その担当者については、立地する企業、新たに入ってきた企業であったりとか、新たに開店するような商店であったりとか、そういったものについては情報を各自定期的にとっているという状況でございます。

先ほど担当主幹からも横の連携という話がありましたので、その部分についてはそれぞれの担当が情報を共有する、そういった場面、そういったことをつくりながら今後の業務に生かしていくと、そういったことを考えていて、それは現状もそういった形でやっておりますので、今後もそういった取り組みをもって進めてまいりたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

今、組織づくりというところのお話で、私が思うに経済活性化を考えたときに、もう一つ迫力ある企業誘致、今、市内の企業で、本社機能のあるところをもっと固めていくというか、そういう方向性で持って行ってほしいという中で組織づくりはしていただきたいと思うのです。これは、本社機能で税の話も少ししましたけれども、それ以上に、一応小樽市内の企業だということになるわけでしょう、本社が置いてあれば小樽の企業です。これはやはり、経済界にもどんどん加入していく、本当に強い形で加入もしていただきながら、いろいろな意味で経済支援もしてもらおうというようなことも期待できるわけであって、こういった観点からもやはり小樽でブランディングや販売が成功しているような、特にサービス業態の企業にもどんどん小樽に本社移転をしていただいて、小樽の活力につなげていただきたい。そのために必要な組織もつくっていただきたいなというような思いで今質問させていただきましたけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎高島漁港区の観光船事業について

高島地域の観光船事業についてお伺いします。

今定例会で我が会派の横田議員の代表質問等からもいろいろな答弁が出てまいりまして、また事故報告書も報告されているところなのですが、この辺から少しいろいろお伺いします。

きょう森井前市長に出席要求をしたのですけれども、来てくれないということでした。我々としては、引き続き言語道断の状況だなど、これだけの問題を引き起こしておいてというような印象であります。この高島の件についてまずお伺いしたいのが、許認可判断をしなければいけないところで、港湾の許認可の際に少し伺ったところでは、平成28年4月の人事で、いろいろと人事が動いたような状況があるということなのです。この辺を少し御説明いただけますか。

○（産業港湾）港湾室長

平成28年度の港湾室の人事異動についてでございますけれども、この年の4月に、この許認可に直接関係いたします管理課長、それからその上司であります港湾室長、そして参事というこの3名が同時にかわってございます。

○中村（吉宏）委員

その3名の人事異動を行った際の状況で、港湾のこの許認可マターに詳しい方というのはいらっしゃるのですか、その異動で。

○（産業港湾）港湾室長

当時の3名の管理職の方々の経験というところで説明させていただきますと、まず当時の参事につきましては、港湾室が2回目ということで来られています、その前は今の事業課長という立場でおられまして、港湾の整備のみを担当しているという経験でございます。

また、港湾室長で来られた方、この方についても港湾はたしか 3 回目になるかと思うのですが、それまで担当したのは、企画政策室にございます石狩湾新港の関係ですとか、ポートセールスというところを担当していて、いずれもこのお二人ともは港湾の許認可には携わっていないというところでございます。

また、今横にいますけれども、管理課長につきましても港湾室は初めてという状況になってございまして、この許認可をずっと判断していくという上では、3 人とも初めての経験という状況でございます。

○中村（吉宏）委員

今御答弁いただいた港湾室長は、港湾室の御経験があると思うのですが、許認可の御経験もあるのですか。

○（産業港湾）港湾室長

私自身は、直接許認可のところは携わってございません。

○中村（吉宏）委員

今、許認可に携わったことのない方、港湾室にいたことがある方という形ですけれども、人事を行う前は許認可をきちんと把握していた方はいらっしゃったのですね。

○（産業港湾）港湾室長

過去10年間の人事の流れで少し御説明させていただきますが、当然、直接この許認可に携わっている課長もかわってきてございます。ただ、過去10年間で見ていきますと港湾室長、もしくは管理課長、参事とおりますが、必ず誰かがかぶっているという。それで、なおかつ当初は港湾室でも港湾経験の長い職員の方も結構おりましたので、ある程度目が届くというのでしょうか、そういった状況もありましたけれども、少なからずこの10年の中では、必ず3人同時というのではなく、次長がかわったら課長が残るですとか、そのような形での異動になってございました。

○中村（吉宏）委員

通常、引き継ぎですとかは重要な許認可にかかわるところですから、そういう進め方が正しいのだらうと思えます。片や前市長はそういった人事を全部ひっくるめて適材適所と言っていましたけれども、感想としてどうですか。そのとおりですか。

○（産業港湾）港湾室長

適材適所という大きな意味で答弁することは私はできませんけれども、少なからずこういった異動の際に、その組織の業務が滞らないような配置をしていくというのが基本的な考え方だと思いますので、そういう意味で考えますと、今回の平成28年度4月については、その辺の考え方が少し抜けていたといえましょうか、考えられていないような人事だったのではないかと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

私が同じ質問をされたら、私はそうは思いませんと答えるところなのですが、まさしくこういった部分からも、前市長の責任は出てくるのかというふうに思います。

法令のところをいくと、運河護岸等の登録で港湾法の認識はあったけれども、分区条例の認識を欠いていたというようなお話もありました。小樽港将来ビジョンとか、小樽港の水産ゾーンであるとか、港湾法を見たときにこの分区条例の条文の認識を欠くということは余りあり得ないと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○（産業港湾）管理課長

このたびの運河護岸の登録ですとか港湾施設の占用許可についてなのですが、これらについては、今中村吉宏委員からもお話がありましたとおり、港湾計画があって、この地区については高島地区ですけれども、水産ゾーンに位置づけられると、そういった認識はございました。ただ、この水産ゾーンという位置づけをもって法的に観光船の運航等について規制できるという法的な根拠がないものですから、当時の港湾室としましては港湾法と小樽市港湾施設管理使用条例に照らして判断したところでございます。当時は、運河護岸の登録をもって分区条例に規定す

るような違反につながるという部分については、正直失念していたところでございます。

○中村（吉宏）委員

ただ、港湾法の条文などを追っかけていくと、必ず肝心なところ、細部は条例に基づいてという規定があるので、そうすると条例は見なければならないとか、見るはずなのですけれども、それでもやはり欠いていたという認識になってしまうのですか、いかがですか。

○（産業港湾）管理課長

運河護岸ですと、物揚場護岸の登録についてなのですけれども、分区条例については、いわゆる陸域の中で構築物の建設について規制するものという条例のつくりだという認識をしておりましたので、護岸の登録をすることをもってその構築物に当たるというところには少し考えが至らなかった部分でございます。

○中村（吉宏）委員

護岸の利用とか係留とかは、それは許可を出すか、出さないかの基準になると思うのですが、それにしても港湾法があれば何かしら条例がその後にくっついてくるのではないのかという認識を今聞いているのですけれども、そこを調べようとか、そういうことはなかったのですか。

○（産業港湾）管理課長

こういった許可については港湾法ですとか管理使用条例を少し重点的に重きを見ていたものですから、それと分区条例が関連しているというところまでは、少し気がつかなかったということです。

○中村（吉宏）委員

にしても、何か条例を調べるときには全体を見るのではないかと、特に小樽市の職員の皆さんの仕事の進め方を見るとそういう進め方をしているのではないかと、それが何か解せないのです。逆に言うと、この事故報告書を拝見したときに、前市長がこの件を聞きまして、一連の許認可を聞きましてという答えに対して、一方的にだめだというのではなくて、相手が納得するようとか、絶対、もし法令に違反があったら進めるのではないと、やめなさいというような指示が一切出ていないというのが一つと、あと、前副市長が何かしらの指示をして、前副市長の指示も行政が後手に回るようなことがないよと言いつつ、行政主導のもと事務手続をとらせる指導をしろという中で、一連の手続の許可をすることを前提に再度整理するという話だったのです。

だから、もう許可することが前提、結論ありきの世界で進んでいた中で、あえてどこか落としどころでもつけるように、これは職員の皆さんを責めているわけではなくて、そういう方向に持っていかざるを得ないような状況が生まれたのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

今の点につきましては、予算及び基本構想特別委員会で横田委員から御質問をいただきまして答弁させていただきましたけれども、繰り返しになりますが、まず当時、港湾室として持っていた、港湾計画上好ましくないといった考え方、これは法規制を伴うものではないですけれども、やはりそういった計画を持っている以上、それに沿った形でこの問題に当たりたいというところでしたが、前市長のこの話を受けて、その概念を変更し、要するに単純に港湾法ですとか、今回失念してしまった部分もございますけれども、分区条例ですとか、その法律に沿ってのみ、それを満足すれば許可せざるを得ないというような形に考え方を変えたということで確認してございますので、基本的にはそういう経緯のもとにこういうふうになったということで御理解いただきたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

失念をしたというところがひっかかっているのですという話を今しているのです。失念、本来するわけないよねと。そういう状況に持っていったのではないかというような記述がこの事故報告書にもあって、その辺を本当は前市長にもしっかりと問いただしていきかけたがために、今回、私も前市長に来てくださいというのに同意して、当委員会と呼んだという経緯です。それが見えないとなると、いよいよやはりこの疑いというものも非常に疑わしい

など。少なくともきちんとそういった対応をしなかったということは、前市長に大きな責任があると私も考えている中で、分区の構築物の話もそうなのですけれども、この処理を進めなければならない、その際には何かしら訴訟沙汰になるかもしれないということも今議会議論が上がってきている中で、まずこうしたものにもしっかり対応していただきたいということと、必ずしも前市長、責任の程度は別ですが、そういった場合には市が負担を負わなければならないような状況が発生するので、これに対しての求償というものは、もしそうなった場合にはしっかりと対応してほしいと思いますけれども、この 2 点をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○（産業港湾）港湾室長

まず、一連のこの経過についてでございますけれども、今回、私どもの事故報告書の内容、それから担当者への聞き取りを含めて今回整理し確認をさせていただいて、るる答弁をさせていただきました。基本的にはこの内容が、協議があった 5 月 7 日以降というところでいきますと、私どもが今回答弁させていただいたこの内容自体はほぼ間違いないものだろうというふうに私どもは今考えてございます。

ただ、改めてこれから、今、委員の御指摘のとおり、これで是正措置をまず私どもがかけていき、これは市長からも答弁していただきましたが、しっかりと自信を持って答弁していくということですので、私どもも市長の意向に沿ってきちんとこれについては取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

そういった中で求償権の関係が出てきましたら、それにつきましても当然大きな問題になりますし、これはまた、仮に求償権といいますが、まず損害賠償が来ると。そうしますと、私どもには当然瑕疵がありますから、お支払いしなければならないという立場になります。その際には、その金額についても、その妥当性についても当然、私たちが請求者に対していろいろと協議をさせていただきながら対応させていただきますし、これについては当然、議会の場でも報告させていただくということになるかと思えます。

そして、その額が決まり、市として払った場合、今度はその額の、言ってしまえば市として損失を受けるというふうになりますから、その求償という部分についてもまた国家賠償法に基づいて、きちんと法に照らしていかなければならないと思っていますし、その中においても、当然求償する場合には議会にも報告させていただき、改めて御相談させていただくというプロセスを踏んでいかなければならないと思っています。

いずれにしましても、これからるる物事を進めていくに当たって、私どももきちんと取り組んでいきたいと思っていますし、その過程については包み隠さず、議会の場でも委員会の場でも御説明させていただきながら進めていきたいと思っていますので、これで御理解いただきたいと思います。

○中村（吉宏）委員

少なくとも、やはり前市長に大きな責任があるというのが 1 点。これは求償をしっかりと、そうなった場合には考えて進めていただくということもお話いただきました。求償を認めるのか、認めないのか、そういったこともどの範囲で認めるのかということも裁判所が決めることです。ただ、求償の請求は小樽市が上げなければいけないことなので、これはもう訴訟も含めて毅然と対応していただきたいですし、しっかりと責任の追及は行っていただきたいと思っています。我が会派としてはそういう考えなので、よろしくお伺いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○小貫委員

◎漁業法の改正について

最初に、漁業法の関連でお伺いいたします。

まず、その前提となる小樽市の漁業なのですけれども、漁獲の金額とか漁獲量、近年の傾向について、その理由

も含めて説明をお願いいたします。

○（産業港湾）水産課長

小樽市の漁業の近年の漁獲金額等ですが、漁獲量につきましては減少傾向でございます。

また、金額についてはここ 3 年ほど横ばいで進んでいたものが、ここ一、二年で増加に転じております。この数量の減少の一因となっているのが、ホッケの水揚げ量が約五、六年前と比較しまして約 1 万トン減っておりまして、これが大きいものと考えております。

また、漁獲金額が漁獲量に比べて減少していない理由としましては、ホッケの魚価単価が約 5 倍に上がっていたということが考えられます。

○小貫委員

ホッケが約 1 万トン減少していると、単価が 5 倍になっているということなのですが、何でそうなっているのかお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

ホッケの資源量といいますか、大きさも多少小さくなっているということで、特にここ 2 年ほど前は全道的に不漁だったということで魚価単価が上昇しておりました。今年度については、夏場にオホーツク、大体稚内あたりでかなりの漁獲量があったということで、今年度は魚価単価が減少しているということになっております。

○小貫委員

それで、問題の漁業法の関係なのですが、何よりも漁業権のあり方が変わりました。まず、どう変わったのか説明していただきたいのですが、あわせて、そのことでの小樽市の漁業への影響をどう見ているのか見解を示してください。

○（産業港湾）水産課長

今回の漁業法の一部改正に伴いまして、漁業権のあり方が変更になっております。これについては、今までは漁業協同組合と漁業者に対して漁業権が許可されていたものが、民間参入といいますか、企業の参入ができるという形になったところであります。

また、これに伴う影響についてなのですが、漁業協同組合に確認しましたが、漁業権の付与の関係については、影響については懸念されるが、まだ詳しいことが決まった段階ではなくて、今後、政令や省令等で詳細についてわかることになるので、それを見なければ影響の度合いがはかれないという話を聞いております。市としましても組合から情報収集をして、協働の認識のもと影響について注視していきたいと考えております。

○小貫委員

詳しいことはわからないということなのですが、私はあると思うのですが、その話はまた後にして、まず漁業権の種類別の数、数と言えいいのかよくわからないのですが、これについて説明してください。

○（産業港湾）水産課長

小樽市の沖にあります漁業権ですが、小樽市漁業協同組合が単有、単独で持っている漁業権につきましては共同漁業権と区画漁業権といまして、ホタテ等の漁業権の 2 種類を持っております。また、石狩、後志の共同ということで、その沖合に共同漁業権を有しているという形になっております。

○小貫委員

区画漁業権の説明がなかったような気がするのですが、

○（産業港湾）水産課長

区画漁業権として、ホタテの漁業の漁業権を有しております。

○小貫委員

それで、先ほど説明があったのが、こういった漁業権に対して民間が参入できるようになったというお話でした。

まだ施行されていませんけれども、改正前の漁業法では、そういった企業が参入する場合どういう手続が必要だったのか説明してください。

○（産業港湾）水産課長

現在、漁業権を許可いただいているのは漁業協同組合ということになっておりますので、そちらの漁業協同組合の組合員にならない限り漁業は行えないという形になっております。

○小貫委員

これが今回、組合を通さなくてもいいですよという話になったということなのですが、まず、漁業権を今言われた漁業権以外に新たに区域を指定する、こういうことになった場合はどういう手続が必要なのでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

漁業権の区域の新たな設定ということですが、これにつきましては、北海道で言えば北海道知事が計画案を漁業者や漁業を営もうとする者から意見を聞いて、それを検討し公表するという形になろうかと思えます。

○小貫委員

今のは改正前ですか、改正後ですか。

○（産業港湾）水産課長

改正後になります。

○小貫委員

それで、改正前はどだったのですか。

○（産業港湾）水産課長

改正前は、今の漁業権自体設定されているのが、かなり前から同じ漁業権が設定されておりますので、新しい漁業権を設定することについての、そういう手続ははっきりはわからないという状況です。

○小貫委員

いや、小樽の例としてはそうかもしれないけれども、法文上は何かなかったのですか。

○（産業港湾）水産課長

済みません。そこまで確認できておりませんでした。

○小貫委員

でも、新たに指定するという、設定するというはできるということですよね。

○（産業港湾）水産課長

新たに設定することはできると思われまます。

○小貫委員

それで、要は水産庁というか国は、いや影響ないのですと、余り変わりませんと、だから安心して下さいということを行っているわけです。それで、漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許するのだと。だから、確かに今小樽市で取り組まれているように、既に漁業権が設定されている場合、そこに新たに企業が参入するというのはほぼ難しいと思うのです。ただ、新たに海域に漁業権を設定した場合に、そこには企業の参入というのが行われていくのではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○（産業港湾）水産課長

新たに漁業権区域をふやすということになれば、そういうことも考えられるとは思いますが、その前に、例えば海区漁業調整委員会で意見を聞くとか、漁業者の意見を聞くということが出てくるかと思えます。

○小貫委員

そこで、今漁業調整委員会という話が出ました。この漁業調整委員会が今言ったようにそういう調整を行うことになるのでしょうかけれども、今回の改定でこれが公選制から任命制に変わると、こういうことになったわけですが、

まず漁業調整委員会の役割を説明してください。

○（産業港湾）水産課長

漁業調整委員会の役割ですが、漁業法に基づきまして漁業の調整を行うことを機能として有している団体ということで、行政委員会という形になっております。

○小貫委員

もう少し詳しく説明してください。

○（産業港湾）水産課長

例えばですが、中身としましては、漁業計画の樹立であったり、漁業権の免許、その他は分割、変更、制限条件といったことについて知事からの諮問を受けて、それに対して協議して答申するという形になろうかと思えます。

○小貫委員

それで、そういう非常に重要な役割を果たしているとは思いますが、現在のこの漁業調整委員会の状況というか、例えばどういうふうに使われているのかとか、小樽の漁業者がどの程度入っているのかとか、そういう状況を説明してください。

○（産業港湾）水産課長

小樽に直接関係ありますのは、石狩後志海区漁業調整委員会というのがありまして、こちらの任期は4年になっております。現在の定数は15名で、今の任期が平成28年8月8日から32年8月7日までになっております。この15名のうち、公選で選ばれている方が9名、公益代表で3名、学識経験者で3名の合わせて15名ということになっております。

○小貫委員

そうすると、今、平成32年ということがありましたけれども、2年後には任期が切れることになると思うので、そこから任命制になるということによろしいですか。

○（産業港湾）水産課長

この漁業法の改正がされて、交付されたのが多分平成30年12月なのものですから、2年後の施行ということで聞いておりますので、32年12月施行になるかと思っておりますので、次回のその次ではないかと思われま

○小貫委員

そしてもう一つ心配なのが、そういった任命制になることで漁業者の意見が反映しにくくなるのではないかとこのことを懸念するのですが、これについてはいかがですか。

○（産業港湾）水産課長

国から示されている概要によりますと、漁業者を代表とする行政委員会との性質を維持するというのでありますから、公選制から任命制になっても、公選で選ばれていたのは大体漁業者の方がメインでありましたので、漁業者の意見はある程度酌み取られるというふうを考えております。

○小貫委員

それで、この漁業法の改正の一つの中に、水産庁のホームページを見ると、競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現するのだと、こういうことをうたっているわけなのですが、これをどうやれば魅力ある漁船漁業になるのかというのが私はよくわからないのですが、これは置いておいて、小樽市の漁業の後継者については今どんな対策をとっているのか示してください。

○（産業港湾）水産課長

小樽市で行っております後継者育成という形になるのですが、大体、最近後継者として選ばれている方というのは親が漁業をやっている方がほとんどで、新規で入っている方というのはなかなか少ない、というかほとんどないような状況になっております。

新しく後継者としてなられた方については青年部に属するものですから、青年部活動として護岸の再生であったり、そういう事業をやっております。それに対して、小樽市から補助金を出したりとか、藻場の事業をやるときに潜水してウニを移殖するということもやっておりますので、その潜水の資格であったり、訓練だったり、そういう費用についても負担するというようなことをしております。

○小貫委員

だから、若者は別に入ってこられないというわけではないのですよね。なのにわざわざこのようなことを言って、規制緩和をかけることが若者のためになるようなことを言っていますけれども、まず現状ではよくつかめていないというのが組合も小樽市としてもそういうことですので、これは引き続き課題として、もし早目に何か対策をとらなければいけないようであればやらなければいけないと思いますので、状況をよくつかんでいただきますようお願いいたします。

◎小樽市公設青果地方卸売市場について

次にもう一つ、青果に移ります。

これも 6 月に卸売市場法が改正と言っているのかどうかは少し置いておきますけれども、改正されました。この内容について説明してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

本年 6 月に改正されました卸売市場法なのですが、現在、食品流通におきまして加工食品や外食の需要が拡大するとともに、販売方法が通信販売であったり、産地の直売といったように流通が多様化している中で、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るために、卸売市場についてもそれぞれの地域実態に合わせた創意工夫を生かした取り組みを促進するというを目的に法律が改正されたというふう聞いております。

この中で、農林水産大臣が作成する基本方針等に即しまして、六つの共通のルール、取引ルール等を遵守して開設する中央卸売市場、または地方卸売市場の開設をすると、これが今までの許可制から認定制に変わったといったようなことが一つの内容です。

○小貫委員

それももう少し説明してほしいのですが、今開設が比較的緩和されるような話がありましたが、これは要は自治体から認可を受けなくてもできるということでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

改正された後の法律でいきますと、地方卸売市場の認定の申請といったものにつきましては、これまでどおり業務規程といったものを作成して申請する中で、営業日や営業時間、また、取り扱い品目、生鮮食料品等の引き渡しの方法ですとか、委託手数料、生鮮食料品の卸売に関する出荷者、または買い受け人が負担する費用の種類ですとか、そういったものを決めた上で申請し、認定をいただくというルールとなっております。

○小貫委員

許可ではなくて、認定になったということですね。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

はい。これまでの許可制から認定制に移行になります。

○小貫委員

それ以外にも、卸売の第三者販売という話もあると思うのですが、そこについて触れてくれなかったような記憶、今の答弁にはなかったような気がします、これも少し説明していただけますか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

先ほどの中で、農林水産大臣が定める基本方針の中に六つのルールがありまして、この六つのルール以外に、その他の取引ルールの公表といった中に、第三者販売のことについて触れられております。この第三者販売に関しま

しては、第三者への販売を禁止するか、解除するかといったことにつきましては、それぞれの市場の実態等を含めまして、関係者の意見を聞くなど公正な手続を踏みながら禁止をするのか、解除をするのかといったようなことを決めていくものだというふうに聞いております。

○小貫委員

要は、ただそうは言うけれども、卸売市場を通さない可能性が出てくるということも考えられるのですが、卸売市場での価格形成の役割についての見解を示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

市場におきまして価格形成をするというのは大事な役割だというふうに認識しておりまして、また、競りだとか競争の原理を働かせて価格形成ができていくものだというふうに考えておりますが、改正に関するいろいろな説明会でいただいた資料の中でも見ているのですが、現在、昭和50年に青果の市場経由率は86%で、市場を通して生産者から消費者に行くという状態だったものが、今、平成20年の統計によりますと青果の市場経由率は60%、実に二十数%落ちてきているといったことを考えますと、こういった市場外流通が多くなってきているといったことから、必ずしも適正な価格形成ができてきているのかというのは少しわからないという感じです。

○小貫委員

そういう場長の見解だということで押さえておきますが、ただ、今流通している基本は、競りを通じて価格を形成するという、それがなければ結局、先ほど中村吉宏委員も言っていましたけれども、大手の流通、ましてや卸から直接買うことができ、それが仮に札幌の中央卸売市場から小樽市内のスーパーに安値で入ってくるということになれば、もう価格破壊が起きることになる。それを調整しているのが競りだと思うのです。

先日、青果市場を見てきましたけれども、相対売がふえていましたが、それでも基本は価格は競りで決めると、それが基準となって大体決まっていくのではないかと思います。そういう意味で今、何か競りを通じての価格形成について否定的な意見が出たのですけれども、それでいいのでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

否定するというのではなくて、市場外流通の商品が多くなってきているといったことから、価格形成されているというものは十分なものではない、適正なものなのかがよくわからなくなってきているのではないかといった趣旨で発言いたしました。

○小貫委員

それもたび重なる規制緩和の部分があつて、今回のさらなる法律の改正によって、さらに公正な価格形成がずれてくるのではないかという懸念はあります。そこで、公設地方卸売市場の役割について説明してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

公設、民間等を含めていろいろ役割はあると思うのですが、基本的には消費者に対する迅速かつ効率的な生鮮食料品等の提供、また、生鮮食料品等の生産者に対する確実かつ迅速な販路の提供、また、流通、小売業者に対する生鮮食料品等の安定的かつ効率的な取引の場の提供といったことが重要な役割だというふうに考えております。

○小貫委員

流通にとって大事だというふうに捉えておきます。

次に、卸売市場にある定温倉庫、これについて利用状況を示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今、定温冷蔵庫というのがありまして、中に20個の冷蔵庫が部屋に格納、区画されておりまして、今これを卸売業者が14個、それと仲卸業者の4業者で6個ほど使っている状況にあります。

○小貫委員

もう少し詳しく、置いてあるから使っているのは当たり前なので、どの程度の利用実態があるのか。例えば、使

用料収入でこれだけ入ってきていますとか、そういう話はどうなのですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今20ある冷蔵庫は全部使っているというところで、使用料につきましては1平方メートル当たり一月500円ということで、共用部分を含めると大体一つ当たりの部屋の区画の面積が46.2平方メートルになりますので、消費税を含めると一月当たり2万4,948円といった使用料等を徴収し施設を提供しております。

○小貫委員

それで、これは昭和47年の建設だと、もちろん耐震基準を満たしていないことになると思うのですが、老朽化が激しい中で冷蔵機の更新が計画されているということを知りたのですが、現状考えている内容について示してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

今の冷蔵庫に関しましては、今委員がおっしゃったとおり昭和47年12月10日に竣工しているものです。ちょうど今は12月ですので、46年目になるところであります。一部施設は昭和59年度に改修しておりますが、大変老朽化が激しく故障等が多いということで、フロンガスをまだ使っているものですから、それが漏えいすることにより設定された温度に十分ならないと。

また、サーモセンサーの故障が多発しており、一定の温度を維持できないといったようなことで商品ロスが発生したり、そういうことも多くなってきているということで、使用料を取るのだったら冷蔵庫の設備を少し新しく、また、使いやすくしていただきたいという冷蔵庫利用者からの声がございます、市としてはこれも対応していかないとだめだということと、それと一番の問題が、現在冷蔵庫の冷媒としてフロンガスを3種類使っているわけなのですが、これが地球温暖化、オゾン層破壊等の関係から、その冷媒が既に3種類のうち2種類はもう1995年に生産が中止されているということと、残りの1種が来年の2019年末に生産が中止されるといったようなことから、市中に回っているフロンガスの代替ガスの分しなくなるといったような状況を考えますと、冷蔵庫の本来の機能が発揮できなくなるといったようなことから今回の改修を計画しているものでございます。

○小貫委員

しかし、来年にもガスがなくなると言っているのに、また随分のんびりした話だったと思うのですが、今はまだ予算計上もされていませんけれども、これはなぜ今検討している段階なのですか。もう少し早くというふうにはならなかったのですか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

確かに、今対応としてはフロンガスがなくなるといったようなことだとか、なくなると言っても代替フロンガスというのがあった中で対応してきているのですが、メンテナンスに入っている業者からも、平成20年度ぐらいからはいろいろそういうふうな声があるといったようなことも聞いてはいたのですが、なかなかそういったことが予算化されないと、修繕費ばかりの予算化になってしまって、そこまでできていないということが多くありまして、実際に今回、フロンガスだけの問題でもなくドレーンの交換だとか、ヒューズの交換、圧縮機の修繕といったようなことが重なってきたものですから、ここは一つ、冷蔵機を一つずつ改修していかなければ維持ができないといったような状況で、予算化について検討しているところです。

○小貫委員

ところがそうは言うけれども、そう簡単にお金が右から左へ出てくるわけではないと思うのですが、国の補助ですよね、一番は。国の補助メニューというのはどういうのを検討してきたのでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

国の補助金に関しましては、農林水産省で行っております食品等物流改革高度化事業のうち、青果物安定流通体制確立事業という補助金と、これも農林水産省でやっています強い農業づくり交付金、この2本が農林水産省でや

っているものです。

あと、経済産業省でやっておりますのが、設備単位での省エネルギー設備導入事業で、申請要件に冷凍冷蔵設備といったものがあると。3本の補助金を検討してまいりました。

○小貫委員

検討した結果、どうだったのでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

まず、農林水産省の補助金の関係なのですが、これは実際にやる場合には新設で、新しくつくらなければならないといったものでありまして、今回我々が冷蔵庫の利用者にいろいろ希望をお聞きしましたところ、現状の冷蔵庫での更新が一番適当だというふうに考えましたので、農林水産省の補助金は使えないのかなといった判断であります。

あと、強い農業づくり交付金というものもあるのですが、これは先ほどおっしゃいました耐震化設備等のタイプなどがあるのですが、今回の冷蔵庫の改修といったものには、これには入らないのではないかと、ずれる可能性があるのでできないということでした。

経済産業省の省エネの設備を導入するということでの補助金は検討させていただきましたが、契約の関係、また、それに関する省エネの効果測定等の関係が、技術的に大変短い期間の中で少し我々の力ではできないようなものではないと。また、着工の期間も決められていまして、その枠にはまらないと補助金が出ない。また、補助金も申請はするのですが、必ずしも採択されるわけではないといったような状況をいろいろ各関係機関から聴取いたしまして、今回の補助金の導入は難しいというふうに判断したものです。

○小貫委員

そこで、ただ本当に機械の更新だけで終わる話なのかと。先ほども言ったように昭和47年の建設ですから、機械の個別だと可能なメニューがなくても、丸ごとのほうが逆にメニューがあるのではないかとか、そういうことも考えるのですが、財政部に聞いたら、まず起債は可能だということです。だから過疎対策事業債を受けるようにしたほうがいいのではないかと思うのですが、これはいかがですが。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

市場予算の編成を考える段階に当たりまして、財政部等にもいろいろ確認してきているところです。起債が可能だという話はあれなのですが、やはり起債をやると、公営企業債の導入なのですが、やはり新築で建てるのか、1回で物を買うといったようなもので計画するのであれば起債が可能だといったような状況ですが、財政的な面を考えますと、青果物卸売市場事業特別会計が一般会計からの繰り入れを行わないと維持できないような状態の会計になっていることを考えると、なかなか起債を申請してまでできるような状態ではないのかという判断としております。

○小貫委員

まず、今の答弁で、繰り入れをしているから起債が考えられないというようなこと言っていましたけれども、なぜそう考えるのかということも説明してください。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

確かに、今そういうふうに言った中で、起債を申請する際には、今後10年間の収支計画を出さなければならないといった手続を踏まなければならないというふうに財政部からは聞いておりますけれども、そういった中で一般会計の繰入金はあるにせよ、なかなかそういった全体に占める率が高くなってきているような傾向にもありますので、そういったことでやると、起債はなかなか難しいのではないかとといったような判断です。

○小貫委員

ただ、基本的には新しくなればランニングコストが下がります。ということは、イコール繰り入れが少なくなり

ます。そういうことを考えることも必要だし、例えば石狩湾新港の新しいガントリークレーン、これは港湾整備事業特別会計で、一般会計ではないほうでやっていますけれども、それでも我々は出任せだと言っていますが、我々というか私は出任せだと言っていますけれども、今まで1基のときは使用料収入と公債費と補修という形だったのですが、今度は、収支計画を出せと言われたものの、それだと赤字になるものだから歳入に周りの荷さばき地の収入も入れて計画をつくっているのです。非常にごまかした収支計画をつくって計画を立てているのです。

ここまでごまかしをしたほうがいいとは言いませんけれども、いずれにせよ10年間の収支計画を立てなければならぬというのだったならば、立てて公営企業債を借りて、過疎債も借りたほうが3割負担になるのだから、そのほうが財政的にはいいのではないのでしょうか。

○（産業港湾）公設青果地方卸売市場長

確かに委員のおっしゃるとおり、そういったような計画を立ててやることは、もちろん、そういうことで起債、借りるということについては、利率も当然低いものですから返済にも無理がないというふうには思いますが、今の青果物卸売市場事業特別会計における状況等を踏まえて、財政部等とも相談しながら対応していきたいというふうに思います。

○小貫委員

もうこれ以上はやりませんが、近い将来、昭和47年の建物ですから、建物をどうするのだという話がいろいろ出てくると思います。そういう中で一気にやってしまったほうが、将来的には長期的に見れば負担が少ないということも考えられますので、これはどういう予算計上をしていくのか今後見ていきますけれども、公設青果地方卸売市場運営委員に議員が2人もいますので、その2人にも少し頑張ってもらいながらやっていただきたいなと思います。

◎株式会社小樽ベイシティ開発について

○B Cに移ります。

先ほども説明がありました。まず1点確認したいのですけれども、滞納固定資産税等がありますが、これは現状ではまだ放棄していないということでしょうか。

○（産業港湾）次長

滞納税につきましては個別の税務案件でございますので、私どもはお答えする立場にはございません。しかしながら、昨年12月の民事再生法適用申請時の記者会見においては、○B Cはできる限りの責任を果たしていくと述べておりますし、旧会社は現在も存続しているということでございます。

○小貫委員

それで、旧会社は存続しているけれども、事業はやっていないわけです。そうすると滞納税を支払うことができるのかと、その原資はどうするのかということが問題になってくるのですけれども、例えば新会社からお金を入れるような仕組みがあって、それをもって払うようなそういう仕組みはあるのでしょうか。

○（産業港湾）次長

こちらにつきましても、納税にまつわることになりますので、私どもが答える立場にはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

そうしたら税に関しないことで、新会社から旧会社にお金が入るということはあり得るのでしょうか。税は関係ないです。

○（産業港湾）次長

旧会社で何らかの新会社にまつわる事業を展開した場合、新会社から支払われるということはあるかと思えます。

○小貫委員

それで、今後旧会社が潰れてしまうということが一番心配されるのですが、破産した場合にこの滞納分はどうか、また税の話なのですけれども、どうなるのでしょうか。

○（産業港湾）次長

一般論で申し上げますと、破産して法人が整理された場合、納税義務者が消滅してしまいますので、そういった後には滞納分というものは支払われないものであるかなというふうには思われます。しかしながら、今のはあくまでも一般論でございますので、一概に全てのケースに当てはまるかということとは言えないものでございます。

○小貫委員

そうしたら、あわせて一般論で聞きますけれども、一般的に再生計画の途中で破産するということは可能なのでしょうか。

○（産業港湾）次長

再生計画中の破産でございますが、債権者からの異議の申し立てだとか計画への同意が得られない場合、こちらについては破産手続に移行するものと考えられます。

○小貫委員

今のことをもう少し詳しく、わかりやすく説明してください。

○（産業港湾）次長

再生計画の実行に当たりまして、当然債権者からいろいろな意見が出るかと思いますが、その中で債権者から、こういった計画ではこの計画は飲めないだとか、計画に同意することはできない、そういったものが申し立てられた場合、再生計画が断念されまして破産手続に移行していく、こういったケースが考えられるかと思いますが。

○小貫委員

そうしたら、債権者からそういったことがない限り破産はないということで、逆に押さえてよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）次長

そういったものがなければ、再生計画が進んで終結に向かうと考えられます。

○小貫委員

それで、再生計画の中に、今回は少し旧OBCの中に入りますけれども、税の支払いの計画はあるのでしょうか。ここは、言えるかどうか少しわかりませんが。

○（産業港湾）次長

申しわけございません。繰り返しになりますけれども、やはり納税にまつわることになりますので、私どもはお答えする立場にはございません。

○小貫委員

そうなりますと、やはり一番心配するのは、再生計画中はよっぽどのことがない限り大丈夫だと思うのですが、やはり報道では46億円、延滞なしでその分だという報道がありますけれども、私たちとしては、あれだけ市民の反対を押し切ったものですから、それをしっかり回収する必要があるというふうに考えているのです。

やはり市として、そうなるとOBCとの関係をどうやって解決していくのかというのは、先ほど少し中村吉宏委員の質問ともかぶるのですけれども、やはり何らかの、完全な協力までいかなくても知恵出し、連携をとっていかねばいけないと私は思うのですが、これについてはどうしていく予定なのかお答えください。

○（産業港湾）次長

先ほど報告の中でも述べさせていただきましたとおり、OBCとは今後も連絡を密にしながら事業計画等、推移を見守ってまいりたい、このように考えております。また、必要に応じていろいろ打ち合わせ等を行って進めてま

いりたいと思います。

○小貫委員

◎小樽港港湾計画の改訂について

まず、港湾計画について市長は着手するという話になっていますけれども、現時点でどういう進捗状況になっているのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画改訂の進捗状況についてですけれども、小樽港長期構想検討委員会の再開方法や今後の進め方につきまして、北海道開発局と協議を行っているところであります。現在のところ今後の明確なスケジュールがお示しできませんが、平成31年度予算に長期構想検討にかかわる委託料を計上する予定であります。

○（産業港湾）港湾室長

今のスケジュールについては、事業課長の答弁のとおりでございまして、1点、私から補足として答弁させていただきます。

この関連につきましては、もう既に市長も積極的に動いていただいております、11月15日に国土交通省の直接担当していただきます港湾計画課長、また、北海道局にも、お会いしていただきまして直接私どもの意向をお伝えし、御理解もいただいておりますので、こういった部分では大体準備は整ってきたという状況でございます。

○小貫委員

今の室長の答弁の中で、我々の意向をお伝えし、というお話だったのですけれども、どんな意向なのか。

○（産業港湾）港湾室長

今回の港湾計画の作業開始というのが一度中断した経緯もございまして、そういったところを改めて小樽港としてしっかりした計画を立て、進んでいきたいということでございます。

○小貫委員

◎石狩湾新港の中国航路就航について

10月から石狩湾新港で中国航路が就航しているのですけれども、この内容と小樽港への影響をどう見ているのかお答えください。

○（産業港湾）港湾振興課長

本年10月28日より、高麗海運の中国・韓国航路と、南星海運の日本・韓国航路の既存の路線を再編し、連結したことによりまして、石狩湾新港と韓国・中国を結ぶ定期コンテナ航路が開設されたものと聞いております。石狩湾新港の中国航路の就航は10月からですので、まだデータはございませんけれども、影響は今後出てくるものと考えております。

しかし、中国航路の日数はお互いほぼ1週間と、小樽港としての遜色がないこと、小樽港の中国航路は他国を経由しない道内唯一のダイレクト便であることなど、利便性の面でも同等のサービスが提供できるものと考えておりますので、大きな影響を受けないよう今後も中国コンテナ航路の運航者と連携し、物流促進に努めてまいりたいと考えております。

○小貫委員

影響のないように頑張ってくださいという質問をしようと思っていたので、最後に言ってくれたので終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 03 分

再開 午後 3 時 18 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○面野委員

◎ロケツーリズムについて

まず、ロケツーリズムについてお伺いさせていただきます。

少し前に小樽観光に韓国人観光客が増加した要因に、映画の「Love Letter」の韓国現地での爆発的大ヒットが背景にあるということをお聞きしております。それで、私も韓国人の方には結構お話を聞く機会も多いのですが、現在でも割と若い方の中でも「Love Letter」を知っていて、さらにはいろいろロケ地について知っている方も中にはいらっしゃいます。

また、映画やドラマのロケ地や舞台を通して地域の新たな魅力を発掘、発信し、観光の新しいスタイル、いわゆるロケツーリズムを提案しているロケーションジャパンという雑誌の編集長とマネージャーが、ことし 3 月に開催された小樽ショートフィルムセッションへお越しになり、参加されておりました。全国的にもロケ地の誘致に取り組んで、その後、ロケツーリズムというようなスタイルで観光振興を進めている自治体も多くあります。

ただ、世の中には数々の映画やドラマがあつて、ヒットするもの、また、そうではないものもたくさんあります。ロケツーリズムとして成立する作品はそこそこの話題作やヒット作でなければなりません、そこら辺の課題はなかなか小樽市だけでは乗り越えることはできません。しかし、多くの作品のロケ地となることで、ロケ地に必要なノウハウや業界での認知度が上がり、将来的にはヒット作と出会う可能性も出てくるのだらうと思いますので、そこで何点か質問させていただきます。

まず、ロケ地の誘致について、どのような機関と連携して取り組みを行う必要があると考えていますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ロケ誘致に関しまして、どのような機関と連携してということでございますけれども、まず公官庁におきましては、北海道経済部観光局にあります北海道ロケーション連絡室というのがあります。そこや小樽警察署、所管警察署などが挙げられると思います。

また、これを所管しているのは私ども観光振興室に事務局がある小樽フィルムコミッションで担当しておりますけれども、道内の他のフィルムコミッションと FC 連絡会議というのをやっていますので、これを中心にネットワークづくりをして、映像制作側が欲しているロケ地を互いに紹介しあつたりという、ライバルではありますけれども、そういった情報交換もしております。今後もこれらとの連携をさらに強固にしていく必要があると考えております。

また、機関ということではないのですが、いろいろな成功事例といいますか、他の自治体の成功例を見ていると、やはり地域の理解といいますか、市民のロケに対する理解とか郷土愛とかというものも大いに鍵になってくるというふう聞いておりますので、この辺も連携するというか、かかわる機関ではありませんけれども、市民の理解、つながりというのも不可欠なのではないかと考えております。

○面野委員

今、フィルムコミッションの話が出てきたのですが、実は私もフィルムコミッションの会員で入会しております、フィルムコミッションの活動というか取り組みについて少し具体的に御説明していただけますでしょうか

か。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

多くはこういうところでロケがあるよということで、それに対する市内への宣伝マンといえますか、広報担当といえますか、市民一人一人がそういったことで誘致もそうですし、来た場合の周りの方への周知役をやっていただいているというのと、あと、大きくは映像制作側がエキストラを必要とされている場合に協力を願うということで、組織としては会員から会費をいただいて自走した形で、市からの補助金は通常はないので、そういった活動をされていて、現在、昨年度の 3 月 31 日の段階では個人で 156 人、法人で 11 法人、面野委員も含めまして 167 の会員が在籍しているということでございます。

○面野委員

ここにいらっしゃる皆さんも入っている方、入っていらっしゃらない方がいると思うのですが、自走してやられているということで、経済常任委員の皆さんも、ぜひ入会していただいて幅広く宣伝していただきたいと私からもお願いいたします。

それでは本題に戻りますけれども、以前に小樽をロケ地として撮ってみたいのだという映画やドラマ、そういう映像関係で、そういった打診をいただいてお断りしたケースというのはあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

極力受け入れるという姿勢で臨んでおりますので、ほとんどないのですが、近年の事例で言いますと立入禁止区域で撮影をしたいのだという申し出、打診に対しましてお断りしたケースが 1 例だけございます。

○面野委員

私もいろいろ映像関係の方に若干知り合いがいるのですが、やはり結構過激な爆発シーンですとか、そういったのを道路上でやられると困るというふうに言われて断られたケースもある一方で、ただそういったものもかなり受け入れを、自治体を含めて、先ほど言われていた関係機関を含めて柔軟に対応しているというところもあるようなので、その辺は経験ですとかノウハウというものがあの上でのそういったような柔軟性になっているのかというふうに思いますので、今後とも柔軟に対応できるような、そういったような取り組み等を行っていただきたいと思っております。

それから、本市の取り組みとしてロケ地の誘致は、どのような組織にアプローチする必要があると現在考えておりますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

冒頭でおっしゃられた、例えばロケ専門雑誌のロケーションジャパンがありますけれども、これは株式会社地域活性プランニングというところが発行しております雑誌でございます、この企業は政府が提唱しているロケーションツーリズムの実動部隊としての役割を果たしている企業団体でございます。ここは、制作担当者とか芸能事務所とも太いパイプを有しております。

そういったことから、これらとの関係性を強固にするためにも、ここのつながりを拡大していくということは、代表的な例としては必要なのではないかと感じております。

○面野委員

私も毎号は見えていないのですが、ロケーションジャパンは電子書籍でダウンロードして見たりなどはしているのですが、以前は北海道の特集などで富良野市とかが結構特集されていたこともあったので、やはりそこら辺との連携というのは今後大事になってくるのかというふうに考えています。

それで、作品のテーマやストーリーデザインという観点ではなく、小樽市内の施設の使用であったりとか、占用許可、先ほどは立入禁止内での撮影、そういったような理由でお断りしたケースがあるというふうには聞いていたのですが、そういったような占有許可などの自治体の協力として、撮影する側はどのような点を望んでいる

と考えますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

撮影を受ける、舞台となるそのロケ地の地権者、その建物の所有者及び関係官公庁、それから地域住民の理解を得るため、これの円滑な橋渡しをしてあげることが求められている。そのほか、先ほど申し上げましたけれども、撮影に必要なエキストラの確保、このケースもありますので、これはもうやはりおっしゃるとおり柔軟に、極力協力的に対応していくことが求められていると思っております。

○面野委員

次に、このロケツーリズムで成功している自治体について何か御存じなことがあれば、自治体とその取り組みなどをもし御紹介できればお願いします。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

数々あるやに聞いておりますけれども、例えば神奈川県綾瀬市は東京の綾瀬と間違えられるケースが多くて、それを逆手にとってといいますか、これを打破するために2013年からロケ誘致を強力に強化、自治体として官民一体となってサポート体制をつくって、今やイケメンの集まるまちみたいなふうに、ロケも数多くやられているように聞きます。

また、アニメ映画ですけれども、「君の名は」で世界的に注目された岐阜県飛騨市、それから映画の杉原千畝のゆかりの地の高山市は、新たなゴールデンルートといいますか、映画による飛騨高山ゴールデンルートとも称される、訪日外国人旅行者が押し寄せているというようなことで、ロケに対する取り組みが、これは新たな観光ルートを創出するというようなケースもありますので、小樽も何とか頑張りたいと思います。

○面野委員

小樽も「Love Letter」、これはある意味、取り組みをして爆発的なヒットというよりは、割と韓国で自発的というか、そういったような感じでヒットして韓国人が訪れるというような感じで、まだまだ小樽を題材にした映画ということで大ヒットした作品というのを私は知らないのですけれども、北海道観光自体は各自治体、今後も競争が激しくなるというふうにも思っていますし、現在、小樽観光も課題はいろいろあります。また、歴史的、文化的な建物も小樽はいろいろありますし、海と山が混在したり、まだまだ本市の魅力を行政としても強く押し出して、このロケツーリズムには限らずですけれども、いろいろな手法を取り入れて、これからも小樽の観光振興について取り組んでいただきたいというふうに考えていますし、お願いしたいと思います。

◎民泊について

次に、民泊についてお伺いさせていただきます。

現在、民泊の北海道の条例に関する窓口は産業港湾部が所管しているというふう聞いておりますけれども、保健所との連携も必要なことだと考えますし、それから広報おたる12月号では民泊に関する相談窓口として、保健所生活衛生課の問い合わせ先が掲載されていました。

現在、産業港湾部と保健所の所管についての業務分担はどのようになっているのかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

御承知のとおり、平成30年6月15日から北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例ということで、これが施行されました。このいわゆる民泊新法に係る道条例に関することにつきましては、観光振興室が所管、これに寄らない、従前からあります旅館業法に係ることについては保健所が担当としています。

その上で市内における市民とか、新たにやりたい宿泊事業者の問い合わせ先については、いわゆるたらい回しにならないように保健所が所管していると、そういったすみ分けをしております。

○面野委員

今、旅館業法の話と民泊新法の話が出てきたのですけれども、簡易宿所と民泊の違いについて少し御紹介いた

けますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

簡易宿所は、バックボーンとなる法律は旅館業法でございます。ですから、ホテルとか旅館とか簡易宿所ということで、旅館業法でくくられている中の一つの種別ということになりまして、営業可能日数は1年間365日でございます。

これに対しまして、今、法案が通りまして道の条例もできました、いわゆる民泊施設でございますけれども、これは背景にある法律が住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法でございますので、既存のといえますか住宅を利活用して、そこにお客様をお泊めする施設ということで、これは上限といえますか、年間の営業日数が180日以内ということで定められております。大きな違いは、そのようなところかと思えます。

○（産業港湾）観光振興室長

それに一つ加えて、旅館業法、これは保健所からの許可になりますけれども、住宅宿泊事業法の民泊は、現在は北海道への届け出というところも違いがございます。

○面野委員

先ほど相談窓口の話というか、内容についてもお伺いしたのですが、やはり産業港湾部と保健所、今二つに分担といえますか、おのおのの業務についておられると思うのですがけれども、これはやはり業務の一本化というのを図れないものなのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

保健所と観光振興室で一本化できないのかというお尋ねですけれども、ここで担当がこう決まった出発地点から少し説明させていただきますと、平成29年6月16日に住宅宿泊事業法案が国によって可決されて、1年かけて道でも実際に条例を作成していくという作業、この中で政令指定都市の札幌市、それから保健所設置市の函館市、旭川市、小樽市については独自に条例を持って、コールセンターだとか登録のシステムなどもおのおのでやっていけないかということで相当な議論がなされました。

結局、札幌市以外の函館市、旭川市と小樽市は、費用とか人員面の負担と効果をてんびんにかけてときに、道条例に包括といえますか、乗っかってといえますか、そういった方法を選択しました。

そんな中でお尋ねの件としては、何度も言いますが、背景にある法律、法令が関与してくると思いますが、民泊新法に係る部分は国の所管も国土交通省、観光庁でございますので、札幌市、函館市と同様に、ここの部分は観光振興室で所管すると。それから、厚生労働省が所管している旅館業法の担当は、保健所設置市である本市においては、これまでどおり保健所が担当していくということで議論はあったのですが、そういった整理をしておりますので、当面どちらかが全てを担うということにはならないのではないかと、こういった現状があります。

○面野委員

それでは、次に少し具体的な話なのですが、北海道が作成した手引きがあるのですが、その中に周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明が大きく四つあったのですが、騒音の防止のために配慮する、ごみの処理に関して、火災防止、その他周辺地域の生活環境への悪影響の防止など、事項には四つ挙げられていたのです。この手引きでは、望ましい措置として義務を特に課せられているわけではないのですが、やはり民泊に対する理解を深めるためには、この事項は重要な措置だというふうに考えるのですが、小樽市としては、まず市民に対する悪影響の防止に関してどのような取り組みを行っているのかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

市民に対する悪影響に関して、事業者への周知という、市民側、事業者側双方のお尋ねだと思いますけれども、事業者の登録自体は北海道になりますので、民泊をやりたい方への、事業者への注意喚起とか周知徹底というのは道が行うことになります。簡易宿所をやりたいのか民泊をやりたいのかということで、どちらかわからない場合は、

まずは保健所にというアナウンスをしていますので、簡易宿所の開設相談を保健所で受けた場合は、地域住民とか周辺住民への配慮ということについては適切にやっていってくださいねということは保健所では言っていると。たまたま話を聞いたら民泊だったということであれば、それは道に行つてということで、市からのそういった注意喚起というのはなされていない状況でございます。

一方で、市民への民泊に関する情報提供でございますけれども、本年 1 月と 6 月に町会の回覧板でやったり、9 月の民生・児童委員協議会、会長会で資料提供をしたり、それから 11 月の地区連合町会と市長と語るつどい、それから委員が冒頭におっしゃられた広報おたる 12 月号といったところで周知を実施しておりまして、不安要素が少しでも取り除けるように、対市民の方への相談窓口はどんどん保健所にということで、その存在を中心に対市民向けには PR をしてきたところでございます。

○面野委員

それでは、今の民泊の事業所数についてなのですけども、これまで道に登録された市内の事業所数についてお示しください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

直近の平成 30 年 12 月 12 日現在で、民泊事業所数は 62 件となっております。

○面野委員

この 62 件というのは、例えば集合住宅 1 棟に 5 部屋民泊のできる部屋があったとしたら、これは 5 事業所というふうにカウントされているのですか。

○（産業港湾）観光振興室長

今の 62 件につきましては、届け出ということでありますので、集合住宅でドアがあつて 1 室、その中に幾つか部屋があつても、それは一つと。私もそういう中に入ったことはございませんけれども、例えば貸し出すほうで部屋を分けて泊ませるのかというのはわかりませんが、62 件というのはあくまでも 62 施設という数字でございます。

○面野委員

次に、この手引きの中には知事への定期報告ということで、事業者は届け出住宅ごとに毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 15 日までに、それぞれの月の前 2 カ月分における事項を知事に報告しなければなりませんということで、手引きに宿泊させた日数、宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別宿泊者数の内訳などということが明記されておりました。それで、この中に北海道経済部観光局では、北海道の全体の数はホームページにて宿泊状況というのが掲載されているのですけれども、小樽市ではどのような宿泊状況になっているのか把握していれば、宿泊状況等の実績を含めてお示しください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ことしの 6 月 15 日から始まったものでありますけれども、おっしゃるとおり 2 カ月ごとに北海道から小樽市に所在している分の報告は数字をいただいております、これまでの宿泊状況ということでございますが、6 月 15 日から 9 月末までいただいでいて、この 3 カ月半で宿泊させた日数が延べ 1,644 日、宿泊客数 4,087 名、連泊する人もいますので宿泊客延べ数 6,381 名。

それから、報告事項の中に国籍別の宿泊客数もということでございますが、全部の国を御紹介するには少し時間がかかりますので、主な事項としまして日本人と外国人の割合、比較で申しますと、先ほど宿泊客数は 4,087 名と申し上げましたが、このうち日本人が 640 名、外国人が 3,447 名で、外国人がおよそ 85% を占めている数字です。

ちなみに外国人の国籍の中で一番多いのは中国国籍の 617 名で、全体の 15% 程度ということで、これは日本人が 640 名ですから日本人のほうが多いのですけれども、他の海外ではトップということになっております。

○面野委員

結構泊まっているのだなという印象を受けました、約 3 カ月少しで。

結構これだけの方がもう泊まられていますし、この法律の施行前ですが、やはり私のところにも余りいい相談と
うか、ネガティブなあれだったのですけれども、キャリーバッグを持った外国人がうろちょろしているのだけ
ども何なのだとか、そういったような少しお話も聞いています。

先ほど広報おたる12月号のお話もさせていただきましたけれども、北海道と札幌市の共同で開設した民泊コール
センターというものが広報おたる12月号の中でも掲載されておりました。その状況や苦情内容等は、一応、道のホ
ームページで確認できるのですけれども、市内の状況について直接保健所の窓口寄せられたもの、または小樽市
内の状況に関して、コールセンターを介して寄せられた通報、苦情などがあれば御紹介ください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

これは保健所に確認いたしましたけれども、登録民泊について直接市に寄せられたものとしては、これまで2件
の民泊施設に対してあったと聞いております。

内容としては、宿泊客が夜騒いでうるさいのだとか、近隣の住宅、自分の家の駐車場の前に宿泊客がレンタカー
をとめているので困っているとか、冬の場合、これは最近の話だと思うのですが、共同で有している道路を地域住
民は除雪するのだけれども、事業者が除雪をしないので、共同で持っているにもかかわらず住民だけが除雪しなく
てはならないのは困るとか、細かく言うとそういった内容が寄せられていると聞いております。

対処につきましては、よくよく聞いたら簡易宿所だったという場合は保健所がそのまま指導したりしますが、
このケースはいわゆる民泊施設でございますので、道の所管であります民泊コールセンターに直接ではなくて、
民泊グループという部署がありますので、この内容を連絡したというふうに聞いております。

逆に道の民泊コールセンターから、これは小樽市の分なのでというふうに寄せられた案件はなし、ゼロ件と聞い
ております。

○面野委員

次に、住宅宿泊事業法による民泊新法で、これについては罰則を設けているというふうに書いていたのですが、
罰則を科せられた事業者が全国的にあるのかというのは把握されていますか、全道でもいいのですけれども。され
た業者があるのかということ把握されていればお示しください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

全国的な事例の把握はしておりませんが、現在のところ小樽市の関係分とか道内のものにつきましては、
該当しているという情報はありません。

○面野委員

次に、北海道の条例で住居専用地域の指定が何件かされているのですけれども、小樽市でもいろいろ第一種低層
住居専用地域ですとか云々かんぬんということが書かれておりました。その中で、その制限が指定されているので
すけれども、市内に限って言うと明記されている地域というのは主にどういった地域なのか。また、その地域の割
合、市街化区域内でいうと何割程度が民泊の登録ができるような地域に当たるのか把握していればお聞かせくだ
さい。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

登録ができるのではなく逆で、制限がかかる地域ということで指定されておまして、これは都市計画課が専門
ですから確認いたしましたけれども、第一種低層住居専用地域とか第一種中高層住居専用地域、これはそれぞれ低
層住宅地、中高層住宅地として良好な住環境を保護することが必要な区域という定義でございます。それに各地区
の計画区域がありますけれども、これは地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを誘導しようとする地区レベル
の都市計画ということでございまして、住居専用地域、中高層と低層、住居専用地域に準ずる地域であるというふ
うに聞いております。

それから、割合としましては小樽市の市街化区域4,301ヘクタールのうち、これらの制限区域は1,566ヘクタール、

市街化区域全体の36.4%ほどになっていると聞いております。

○面野委員

36.4%が制限されているという認識でいいのですか。7割近くは登録ができるということでもいいのですか。

○（産業港湾）観光振興室長

今言った約36%というのは、今説明した住専に準ずる地域というパーセンテージになります。このほかにもう一つ北海道の条例になっているのは、小・中学校から半径100メートル以内のエリアも規制対象になっておりますので、その部分は、この今の約36%には入っていないということでございます。

○面野委員

次に、今御説明いただいた、その道の条例の指定、制限されている区域を超えて、例えば小樽市のここはもう少し制限を緩くしていいのではないかとか、ここはもう少し制限をかけなければいけないのではないかみたいな、拡大であったり縮小であったりなど、そういったような独自条例を指定するという事はテクニカル的に可能なのかどうか、どうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

小樽市もその道の条例に従ってということでやっております。その中で、今申し上げました小・中学校から半径100メートル以内の区域、それと先ほど言いました住居専用地域、これの制限について小樽市は望みますかということで、小樽市は望みますということでそこに加わっています。

ただ、札幌市を除いて全道178市町村がございまして、それに手を挙げていない自治体もございます。ですから、道の条例の改正のときに状況が変わって、小樽市もその二つは望まないのだと、もう小学校の半径100メートル以内にてきてもいいのだという判断になれば、そのところから、これは毎年ではないですけども、道の条例の改正のときにそういう状況になれば、そこを下げるということではできません。

ただ、それとは別に北海道の条例ではなくて、小樽市独自の、例えばこれは上乘せ条例ですから、もっと厳しい条例、180日をもっともっと市内全体で厳しくしていくのだということにもし将来なれば、それは小樽市の条例をつくってやっていくというようなことになります。

小樽市の条例をつくるということは可能でございますけれども、現在、道の条例でやっているもので、まずはこの条例を見てというか、推移して行って、独自というのは今のところは考えていないという状況でございます。

○面野委員

いろいろまだ少し細かいことはあるのでしょうかけれども、現状、私も先ほど少し申し述べさせていただきましたが、やはり地域住民の方の理解ですとか、マスコミなどでもやはり事件性があるものですか、無届け、無許可というような闇民泊みたいなものが割と先行している感じがありまして、先ほども苦情とか通報のそういったようなコールセンターもできているということで、どちらかというところとそういったところに力が注がれていたり、目が向けられていたりするのかなというふうに感じています。

ただ、やはりそういったことも、解決というか課題を処理していかなければ、特に住んでいる住民の方々の理解もやはり得られないだろうし、本当に事件が起きるようなことを手伝うような、そういった事業にはならないというのも、これはもちろん大切なことだと思います。

ですが一方で、この民泊というのは上手に運用できれば観光の新たな振興施策にもなりますし、税増収などにももしかしたらつながるかもしれないので、そういった意味では小樽市にとってもプラスになる側面を持っているというふう考えられます。

せっかくこういった法も施行されて運用されているのですから、課題を解決するとともに、この民泊事業について優位に取り組むべき施策についても今後実施していただきたいというふうに考えますけれども、総括的にどのように考えていますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

繰り返しになりますけれども、本市としては道の条例にして現在のところは運用しているところでございますが、今後、先ほど申し上げた種々の制限というか条件、これは例えば家主居住型、そこに住民がいて2階を貸すのだとか、そういう場合は規制が緩いですし、そういったものこそふれあい民泊といいますか、住民とのふれあいを重視した農泊ですとか漁泊ですとかがありますけれども、そういったものにつながるので、この家主居住型を上手に利用して、1件1件の小樽の特色のある、情緒ある建築物を個別に規制緩和していけるようなテクニックといいますか手法も、これは検討に値するのではないかというふうに考えてはおります。

いずれにしましても、これは始まったばかりの条例の運用でございますから、今後もしかすると法自体の改正などもあるかもしれませんので、そういった動向も見据えながら、小樽市の観光振興、それから税収アップ、そういったものに大いにプラスになるというようなことが判断できた場合は、そういった独自の取り組みについても考えていかなければならないなと思っております。

○面野委員

もともと、やはり宿泊施設を展開している事業者の声などももちろんいろいろあると思うので、この辺は私も既存の事業者、それから利用者の方などのお話も含めて、今、主幹もおっしゃっていたように法律自体の改正などももしかしたらあるかもしれないので、またそういうのも私自身も注意しながら民泊については見ていきたいというふうに感じます。

◎日本遺産について

報告を聞いた中で、少し何点か気になった点があるので、少しの時間ですけれども質問させていただきたいと思っております。まず日本遺産です。

先ほど産業港湾部長からも、今年度の申請を見送るという、本会議でも市長が御答弁されておりました。さまざま要因があっただけでこういった結果になってしまったということなのですが、やはり北前船が認定されてから、この取り組みに向けた進捗状況でもたくさんの取り組みが資料に掲載されておまして、私も以前、担当主幹と担当主査2名だけではなかなか難しいのではないかなというふうな指摘もさせていただいたのですけれども、次長と部長が結構セミナーに出るとか、シンポジウムに出られているというお話も聞いているのです。やはり今後、炭鉄港などの申請もありますし、もちろん地域型のストーリーですとか、活性化協議会などというような業務も今後ふえていきますので、日本遺産担当をふやすということはなかなか厳しいのかというふうに思うのですけれども、倉敷市では教育委員会だったり、建設局であったり、企画財政局であったりというような、兼務にはなるのですけれども約7名の方がチームを組んで日本遺産の活性化に取り組んでいるというふうに前回視察に伺ったときにお聞きしました。

小樽市でも、もちろん教育委員会などと連携はされているのでしょうけれども、やはり表立ったチームのようなものを構成して取り組んでいくべきではないかと思うのですが、その辺は産業港湾部長でなければなかなかお答えできないのかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○産業港湾部長

日本遺産の担当は、現在、主幹と主査の2人で担当して、これまでいろいろな各種事業はそれで対応してきたという状況です。その結果、今、地域型が申請できないという部分については市長の答弁にもありましたように、組織的に人員が足りないのではないかと、それについては担当と話してみたいという、そういったことも市長から答弁がありました。その部分については我々も今後どういった形で進めていくか、それは担当とも今話しているところでございます。

当面、地域型の申請に向けての日本遺産推進協議会を今、年明け早々にも会議を開いていくという形になるのですが、それから年度内は比較的、他の事業が落ちついてきているという状況がある中で、日本遺産担当の2人がそ

こに専門的に、重点的に入って業務を進めていくという形をとります。

新年度に入りますといろいろな事業もかかわってくるという部分もありますので、それまでには推進体制をきちんとしていくような、そういった体制を我々も考えまして、組織の中でそういったことができるのか、それは検討して、新年度に入りましたらそういけるような、そういった体制は組みたいと思います。

今、面野委員からありました教育委員会、建設局、倉敷市のチームでの取り組み、こういったことも非常に参考になると思いますので、そういったものも含めて我々は検討してまいりたいと考えております。

○面野委員

なかなか主幹本人は言いづらいことだというふうにも思いますし、4月かはわかりませんが、新年度は多分人事異動ということもあると思いますので、そのときにやはり産業港湾部長を先頭に、そういったような要望も職員課、または市長にも少しお願いしていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○秋元委員

◎企業誘致推進役の活動状況について

まず、報告の中から何点か聞きたいのですが、企業誘致のところ、1枚目の資料の活動状況ですけれども、平成30年度上期における訪問企業数は56件、うち誘致対象企業訪問は30件であったということで、その次の資料の裏面を見ますと、その他も11件入っています。IT企業、食品関連、物流関連企業を訪問したということなのですが、この数以外の訪問企業についてはどういう企業だったのでしょうか。

○（産業港湾）富樫主幹

特にその他の企業の区分が多すぎて、情報収集であったりとか、そういうのを目的に訪問している、例えば不動産関係であったりとか、建設、ゼネコンであったりとか、そういったものも含まれますし、場合によっては小売業、スーパーのチェーン店の本社であったりとか、そういったところも訪問している部分がございます。

その他の企業の11件という誘致対象企業については、これは全て製造業でございます。例えば化学工業であったり、機械工業であったり、金属工業であったりというのは、この区分で処理をさせていただいております。この背景としましては、石狩湾新港地域は分譲率が50%、銭函工業団地は90%で、銭函はほとんど空き地がないというような現状も踏まえて、石狩湾新港地域の当市におけるゾーニングを考えますと、食品関連企業であったり、あるいは物流関連企業というところが中心ということもありまして、我々の誘致対象企業の中にそれは整理をさせていただいていると。それ以外が一応誘致対象ではあるのですけれども、その他というところに区分されているということでございます。

○秋元委員

それで資料の3ページのその他の11件の中で、機械器具製造業1社が中長期的に見て可能性ありだという回答だったということで、その企業につきましては既に道内に工場があるということで、その際に本市も候補地の一つであったと聞いているということなのですけれども、道内他都市に工場を建設した際に、小樽市が選ばれなかった理由というのは聞いていますか。

○（産業港湾）富樫主幹

大変恐縮ではございますが、現時点ではまだ聞いてございません。訪問したばかりでございますので、今後、訪問を重ねるうちにそういったところも引き出していきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

以前にも予算特別委員会かどこかでこの企業誘致の質問をさせていただいた際に、実は小樽市の企業で市外に工場を建設された企業にお邪魔して話を聞いたことがあるのですが、その際に、小樽市ではなくてなぜ他市に工場を建設したかという理由を聞いたら、要するに土地の地盤の問題だというお話を伺ったのです。それで、その質問をした際に、たしか経済産業省のホームページかどこかに各都市の工業団地ですとか、そういうところの地盤のことが数値的に載っていたと思うのです。そのことを質問させていただいたのです。

企業によっては、例えば小樽の強みをアピールするというようなお話がありましたが、やはりさまざま企業によっては、例えばそういう土地の問題ですとか、そういうことも問題として出てくるのではないかということで、例えば石狩湾新港地域はまだ50%だということで、まだ半分あいている状況ですけれども、ぜひそういう土地関係もどういう状況なのかというのを調べていただいて、ぜひ企業誘致の際には利用できるような情報も提供していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

◎小樽港物流促進プロジェクト事業（ロシア・サハリン州訪問）について

次に、小樽港物流促進プロジェクト事業です。これは資料の「5 主な内容」の中の二つ目の「本市の背後圏で栽培される青果物の輸出可能性についての調査を実施」ということで、この結果というのはいつぐらいにわかる予定ですか。

○（産業港湾）港湾振興課長

この調査の実施というのは、「調査」と書いておりますが、実際は聞き取りで伺ってただけなのです。今回は2社に対して伺ってきております。結果といたしましては、サハリンでは案外、野菜はそれなりに自給率が高いということで今回伺ってございまして、果物などは正直ある程度の価格を抑えて出せば人気はあるという話は伺っております。

ただ、先ほどの説明でも少しお伝えしたのですが、どうしても価格が日本産の3倍以上にはなってしまうという部分で、その値段でしたら販売しても売れないだろうというようなことを今回の2社からはお聞きしてきたという形でございます。

○秋元委員

以前に新おたる農業協同組合とお話したときに、たしかことしはミニトマトの選果場がすばらしいのができましたよね。それで、以前にたしか中松前市長のときにフェリーで行き来する人たちに補助金を出していた時期があったと思うのです。そういう話をしながら、例えば小樽港から、仁木町ですとか余市町からつくったものを輸出なり、本州に出していくときに、そういう補助金みたいなものがあつたら小樽港を利用する可能性ってありますかねという話をしたら、ぜひそういう話ができれば検討したいという前向きな話があったのです。

非常にミニトマトが、その選果場のおかげで手間が省けて、聞くところによりますと主に苫小牧市から本市に出しているということで、可能性があるのであればぜひそういう話も参考にして、小樽の背後圏の後志地域の青果物についても、ロシアもそうですけれども国内の輸出に使っていけないかということもぜひ分析するためにも、その辺も調べていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎東京都板橋区におけるアンテナショップ展開事業について

東京都板橋区におけるアンテナショップ展開事業についてなのですが、これは非常に残念に思いました。私も何度か板橋に行った際に見させていただきましたけれども、ちょうど私が議員になった年の平成19年から始めたということで、なくなってしまうのは非常に残念なのです。

アンテナショップがなくなるということで、今後、小樽の物産についてのPRというのは、このアンテナショップがなくなるわけですから、どのようにされていくのか何か考えがあれば聞かせてもらえますか。

○（産業港湾）商業労政課長

小樽の地場産品のPRにつきましては引き続きやっていく必要があると考えておまして、今のアンテナショップ以外でも北海道物産展ですとか小樽単独の物産展をやっています。こういったところでも地場産品がPRできると思いますし、また、ちょうど今は新年度予算の編成時期でもございますので、そういった中で新たな事業を検討している最中ではございますので、そういった形で対応してきたいと思っております。

○秋元委員

◎観光マップについて

今回も観光について質問させていただきたいのですが、観光といっても非常に限定されている観光マップについてなのです。

現在、小樽市のホームページの観光についてのページを見ますと、観光協会のホームページに飛ぶようにリンクが張られておりますけれども、観光協会のホームページでも構わないのですが、アクセス数は最近どのような感じで推移していますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

最初にお尋ねの、市のホームページから観光協会のホームページに飛んだ数というのは把握できませんでしたので申しわけございませんけれども、観光協会の現在見られている閲覧数ということで、今年度の4月から11月末現在の数字で、ユーザー、見に来た人という観点では52万6,424人。これはちなみに平成29年度も申し上げますと34万6,151人なので、相当な数で上昇しております。

それからページビュー、例えば見る、食べる、遊ぶと観光協会でのカテゴリーが分かれていますけれども、それを全部見たら3と数える、ページごとの見られた数でいきますと、平成30年4月から11月末で230万7,045ビュー、これは同時期の29年度でいきますと156万520ビューということで、現在200万件以上が11月末現在で見られて活用されている状況で、29年度同時期よりは相当伸びているような現況になっております。

○秋元委員

もしわかればお聞かせいただきたいのですが、地域がわかるようなこともできますよね、ワンクリックするとどこからアクセスしているかというのがわかると思うのですが、そこまでのことは調べていらっしゃいますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

クリックしたのがどこの国とかエリアかというのは、調査といいますか、追いかけて追跡することは可能です。ただ、今は数字を用意していませんけれども……

（「後で構わないので教えてください」と呼ぶ者あり）

かしこまりました。そうしたら、先ほどのビューア数とかユーザー数のうち、どういう地域の内訳になるかという資料を後ほどお渡しします。

○秋元委員

それで、観光協会のホームページを見ますと、いろいろな小樽市内のマップがあるのでですけども、言語ごとのダウンロード状況というのはどのような状況ですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

PDFになっていますけれども、マップのダウンロードで地域ごとに開かれた数ですが、数字の羅列で申し上げますけれども、また、スパンは平成30年度4月1日から11月30日で、合計で5万4,797回マップがダウンロードされていて、日本エリアからのクリックが4万3,929回、英語のマップが3,337回、中国語の簡体字が2,672回、繁体字が2,321回、タイ語が1,970回、それから韓国語が568回で、合計5万4,797回になります。

ちなみに、同時期の29年度は3万9,787回というふうに観光協会から聞いていますので、マップの開かれた数というのも相当上昇しているという状況でございます。

○秋元委員

なるほど、昨年に比べてすごく伸びているということです。

現在の観光マップというのは、いつどのような経過で作成されたのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

日本語のマップにさかのぼると相当古くなりますので、この多言語が始まったのが平成21年度でございます。そのときに日本語はもちろんですが、英語、中国語の簡体字、繁体字、それから韓国語、この4カ国語がマップとして制定されていて、28年度にタイ語が加わりまして、現在の日本語を除く5カ国語という形になっている経緯です。

それから、現況としましてはマップのほかにガイドマップと申しますか、冊子になったものがございますが、これが100万部毎年刷られておりまして、内訳としては日本語版が80万部、英語版が20万部ということでございます。本当は店舗なども全部紹介できる冊子、ガイドマップが多言語であればいいのですが、今のところはそこまで及んでなくて、1枚ものといいますが、A3判のマップが申し上げた5言語で、これは毎年何語が何万部という調整をかけますけれども、およそ20万部を毎年増刷しているところでございます。

○秋元委員

それで、作成時の最近の予算の推移というのはどういう状況ですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

最近ということで、平成30年度を含めまして3カ年で答弁させていただきますが、いろいろな種類のマップがつくられているのですが、大きいのはやはり、「もっともっとおたる」というガイドマップと、それと各言語の1枚ものでございまして、これは予算上で観光マップ作成費補助金ということで観光協会に市から補助を出しております。

平成28年度の総事業費は1,135万円、市からの補助金が410万円。29年度は事業費が1,272万円、市からの補助金が560万円。30年度につきましては事業費が1,140万円、補助金が460万円となっております。財源としては市からの補助金と掲載する観光協会員の広告料、これが主なると申しますか、ほとんどこれが財源となっております。

○秋元委員

それで、市内、市外でマップを置かせてもらっている施設というのは何カ所ぐらいあるのでしょうか。市内に関してはざっくりでいいのですが、どういう状況でしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

市内外に置かれているマップの状況でございますけれども、市内がおおよそ100カ所、市外が400カ所、計500カ所に置かせてもらっている状況です。

○秋元委員

市外で400カ所ということで、これは道内、道外で言うとどういう状況ですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ほとんどが道内の市外なのですが、道外につきましては、どここの旅行会社で100部送ってくださいという、これは年度当初に置かせてもらっている話ですから、道外には求めがあればそれに応じて送付するということがございますので、今申し上げた部分はほとんど道内の市外でございます。中には東京事務所ですとか、地域活性化センターですとか、そういうところには年度当初からお送りしますが、そのような状況です。

○秋元委員

それで、実際は市内100カ所、市外400カ所ということで、どのような取り組みをされて置かせていただいているのか。例えば今年度だけでも構いませんけれども、どのような取り組みをされているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

置かせてもらうための取り組みということでございますけれども、年度当初はやはり宅急便の郵送料も相当かかりますので、極力足で稼ぐといえますか、観光協会なり市の観光振興室職員が持って行って、よろしくお願ひしますと、そういった御挨拶も含めまして持って行っているような状況です。

先ほどの500カ所の内訳ですけれども、大体300カ所が郵送で、残りの200カ所は小樽市内で100カ所、札幌とか後志が100カ所ということで、200カ所は実際に持って行って置いてくださいとお願いも含めて、顔つなぎも含めて配布している状況です。

○秋元委員

それで、マップのダウンロード数を先ほど聞きましたけれども、今年度は5万4,000回を超えているということで、日本が4万3,000回ということで、ほぼ日本の方のダウンロードが非常に多いのかと思うのですが、そのマップの活用状況ですとか、例えばマップを使つての効果というのはどういうものがあつたのかということは調べられていらっしゃいますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

どのように使われていて、どのような効果があつたというアンケートですとか、申しわけないですけれども、そういうのがちりとしたといえますか、正式な状況調査というのはやっております。ただ、補充の際に、やはり置いてもらう方とのコンタクトがありますので、例えば韓国人は英語のマップを結構持つていくですとか、この言語が人気あるから今度頼みますねとか、そういう感覚的なヒアリングといえますか、そういうことには努めております。

○秋元委員

それで、マップの更新なのですけれども、この更新のタイミングというのはどういうタイミングで更新されているのですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

基本的に3年が基本となっております。現在は、「もっともっとおたる」が平成28年、29年、30年と使われてきたのですけれども、好評につきまして31年度もこれでいくということで、これだけ4年スパンになりましたが、その前2回につきましては3年で更新しています。

ただ、3年間ずっと同じかというのと、やはり観光協会で、店舗も変わりますし、少しマイナーチェンジといえますか、1年ごとに手直しはするのですけれども、大きく刷新するのは3年スパンとなっております。

○秋元委員

更新材料の精査といえますか、そういうことは誰がどういう形で、どういう方法で精査されて更新の情報として印刷するような形になるのか、これはどなたがどのような方法で行っていますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

掲載する更新のときの材料の審査ということでございますけれども、基本的に3年に1回、コンペティションで受託業者をまず選定します。これは今回のコンセプトに合っているねというのを業者として選定した上で、観光協会に五つの委員会があるのですけれども、こういったマップとかウェブ関係の専門委員会で総合情報センター委員会というのがございます。ここでその受託業者が出してきたたたき台に対して、何度も何度も議論を重ねて完成に近づけていくというような、そういった作成経過になっています。その中には観光協会のスタッフも入っていますし、市の観光振興室スタッフも参加してやっております。

○秋元委員

私もいろいろな機会に他都市のマップですとかを見る機会があるのですが、地域によって違うのですが、もちろんそうなのでも、その際に私が気にしてよく見るのが、外国人用とか多言語のマップを見させていただ

いて、どういうつくりをされているのかというのを少し注意して見るようにはしているのです。今回も小樽の外国人用の英語表記のマップを見させていただきましたが、いろいろと感じる部分があるのです。

これを使っている外国の方に、英語だけではなくてもいいのですけれども、外国人観光客の方にアンケートですか、ニーズについて調べたことというのはありますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

このマップの使い勝手といいますか、実際見てみてどうなのかというアンケートとか、そういった吸い上げといいますか、そこは少し申しわけないですけれども、やっていないところです。

ただ、観光案内所には通訳スタッフが各言語でおりますので、先ほどの委員会で揉んだ後に、観光協会の通訳スタッフにこの表現はどうかと、ほとんどネイティブの方が多いので、表現上差しさわりのあるものはないかとか、これは実際にその国の方が見たときに、どのように感じるのかも含めて目入れといいますか、チェックしてもらっているところですが、観光客の皆様から意見を聞いたことはございません。

○秋元委員

そろそろ結論に行くのですが、私も今回見させていただいて、おたる案内人の方がお薦めしているコースというものも四つほどありましたけれども、他市と比べて感じたのが、例えばほかの結構有名な観光地ですと、見てほしいものといいますか、それが非常に明白にわかるのです、何を見てほしいという。それが例えば、京都でしたら何を見てほしいのかというのをコースにして表記していると。これは小樽にもあるのですけれども、それが少し小樽のマップでは足りないのかなというのを非常に感じました。

おたる案内人の方々の設定しているコースが四つ、あとは1時間で回れるコースですとか、2時間で回れるコースが幾つか設定されてはいたのですけれども、例えば小樽が売りにしている歴史的建造物を1時間かけて回れるコースですとか、30分で回れるコースですとか、そういうものも必要なのではないかと。また、旧国鉄手宮線の鉄道遺構をめぐる最終的に総合博物館でアイアンホース号ですとか、旧国鉄手宮線の歴史について学べるみたいな、そういうコースをつくったりということも非常に必要なのではないかと。

例えば国内の観光客だけではなくて、外国人観光客の方の対策として一つあるのが、私たち公明党で実は京都国際マンガミュージアムというところに視察に行ってきました。そこで京都市が進めているコンテンツ産業ということについて視察してきたのですが、実は海外の方が日本に興味を持つ、特に若い方が漫画ですとかアニメですとかゲーム、例えば先ほどもありましたけれども映像、映画とかドラマとか、そういうものが非常に多いという状況があるということです。

これはまた改めて質問させていただきますけれども、今小樽では、「ゴールデンカムイ」は小樽が中心の漫画ですから、私も写真を撮ってツイッターとかで発信すると「バズる」のです。「バズる」という表現が委員会がいいのかどうかわからないのですけれども、すごいのです。ハッシュタグとかをつけるとこれまたすごいことになって、やはり興味を持っている方が全国にいるということがよくわかるのです。

今までそういう映画で、先ほどロケツーリズムのお話もありましたが、例えばドラマで撮影された場所のコースですとか、先ほど出ていた「Love Letter」で撮影された場所をめぐるコースですとか、「ゴールデンカムイ」で映像となって描かれた場所をめぐるコースですとか、「聖樹のパン」などもそうですけれども、そういうものに特化したコースもあってもいいのではないかというよりは、つくったほうがいいのではないかというふうに思うのです。

もちろん、今すぐは結論を出せないと思いますけれども、そのような考えというのは今後どうでしょうか。ぜひ議論していただきたいと思うのですが、どうですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

まずはコースを設定して見せてあげるというのは非常に大事な観光施策の一つだと思います。最初におっしゃっ

たおたる案内人が紹介するコースですけれども、やはりこれは案内人目線で、日本人目線ということがありまして、これは単に英語に翻訳しているというだけでございますので、先ほどの実際の外国人観光客の意見なども聞いて、本当に何がしたいのか、そして私たちは何を見せたいのかということに特化したものをつくり上げていけるような議論というのは進めてまいりたいと思います。

それと、面野委員から質問のあったロケーションツーリズムにもつながってきます、漫画とかアニメもやはり小樽が舞台となって漫画上のロケ地になっているということでございますので、お手製ではございますけれども、実際に「ハナタレナックス」の全国放送ですとか、「探偵はBARにいる3」などの小樽独自のマップをつくっています。それから、外国人の指向性によっては桜の開花は、日本でゴールデンウィークに桜が見られるというのは北海道だけでございますから、この辺を英語版にしてとかと、こういった取り組みもいろいろな着眼点でコース取りをしていければなというふうに思います。

新年度に向けて、漫画とかアニメとかというのは、これは中心部に一極集中ではなくて、ロケ地というのはいろいろなところに点在していますので、これは動線の拡大にもつながるでしょうし、例えば商店街振興、先ほど中村吉宏委員から出ていましたけれども、そういったものにも広い意味でつながっていくと思いますので、いろいろ検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

コンテンツ産業は改めて質問しますが、先ほどマンガミュージアムの話をしましたけれども、すごいのです。来られている方は海外の方ばかりなのです。いろいろとお話も聞きましたけれども、コンテンツ産業に今しっかり取り組んでいかないと、非常におくれるのではないかとというふうに私は感じております。

これは、以前北海道新聞に載っていた記事なのですが、今、北海道全体で「ゴールデンカムイ」を応援していますよね。スタンプラリーとかをやっていますけれども、現在海外20の国と地域で出版されていると。これは北海道新聞の記事なのですが、アジアですとか北米、フランス、スペインで出版されているのだと。驚いたのは大英博物館の学芸員の方が全巻購入されて読んでいるということで、例えばアイヌの文化もそうですし、小樽が中心になっている漫画ですから、そういう都市の文化ですとか歴史に触れることができ非常に内容もおもしろいのだという話が載っていましたけれども、ぜひ今言ったような、例えばアニメですとか漫画とか、そういうのに描かれたものに特化した聖地巡礼という、そういうコースもぜひ設定していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まとめに、私が今回何で観光マップの英語版の話をしていただいたかというのは、今、一つコンテンツ産業の関連もありましたが、先日少し寄った小樽市内の飲食店で、以前から倶知安町とかニセコ町から海外の方が車で小樽まで来て夜にいるという話を聞いたのです。それで私も行ったら店が満席で全員海外の方でした。それで、どうしてこういう状況になっているのかというのを聞いたら、ロコミなのだそうです。決して小樽がつくっているこういうマップを見て来ているわけではないと。何がロコミなのかというと、店に言葉の通じる人がいるという、それがロコミで広がっているそうなのです。それでニセコ町から約1時間近くかかりますかね、車で乗り合わせて海外の方がどんどん来るというのです。

何を言いたいかといいますと、小樽市が発行しているこのマップには確かに店の名前は書いてあるのですが、今言ったように言葉が通じる方がいる店という表記も載せていただければ、海外の方が見たときに言葉が通じるのであれば行きたいという、そういうきっかけにもなるのではないかとというふうに思うのです。それで私の考えとしては、確かに書き込みというのはなるべく少ないほうがいいですから、店の名前が書かれている横とかにマークとして、例えば英語が話せる方がいるというマークをつくって載せるべきなのではないかと。そうすれば、店もそうですけれども、小樽にせっかく来られた海外の方が食事をする機会にも、選ぶきっかけになってもらえるのかなというふうに思うのです。それで先ほど更新の状況も聞いたのですが、ぜひ次の更新のタイミングにはコンペ形式でや

るということでしたけれども、そのマップを入札された業者の方には、ぜひそういう形でマークを入れるような話を市から要望してもいいのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

英語がしゃべられる方がいるかどうかの表現、表記についてでございますが、非常にいい意見ですし、委員が言われた店も私は存じ上げておりますけれども、話せる人がいる安心感とか、知ってほしい文化の奥深さが直接聞けてわかるというのが、やはり非常に人気のもとになっていると思います。

ただ、表現を余り派手にすると英語ができない店に外国人が寄らないという反作用的な部分も当然出てくると思うので、提唱しないということではないですけれども、マップの策定委員会には私どもも入っておりますので、そういった御意見もあるので、大きな要素として提唱はしていきますけれども、なかなかすぐに英語ができる店はここここというのなかなかハレーションもあるので、慎重に考えながら意見してまいりたいと思います。

○秋元委員

確かにそうですね。選ぶ方からすれば話せるほうの店に行くというのはもちろんそうなのですが、これは一つに、例えば小樽市で営業されている方々もそういう努力というのは逆に言うと必要なのではないのでしょうか。そういう時代なのではないかというふうに思うのです。

以前、たしかロシア語の冊子とかを小樽市でつくってましたよね、小さいオレンジ色の表紙とかの。ああいう努力といいますか、営業されている方が英語をぺらぺらということではなくても、ある程度コミュニケーションがとれるぐらいのことというのは、もう観光都市の小樽市としては必要なのではないかなという、そういう考え方なのです。

確かに主幹が言われたように選ぶ、差別的なような意味合いがありますけれども、そういうことではなくて、やはり小樽市として海外の方々を迎え入れていくためにはこういうことももう必要なのだよと。あえて言えば簡単な英語でコミュニケーションをとれるようなものをまた小樽市でつくってマップに載っている店に置いて、それで簡単にコミュニケーションがとれるようなものもあれば、これはいいのかなというふうに思うのです。

ですので、ぜひ前向きに海外のお客様もしっかり小樽市全体として迎え入れていくという、そういう考えに立って進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

委員の立ち寄られた飲食店も、そうやってどんどん外国人の方が毎日来るので、店の方全員が必要に迫られて英語をしゃべられるようになったというふうに聞いています。ですから、そういった啓蒙と言ったら大上段ですけれども、やはり簡単なコミュニケーションはとれるべきではないかということも含めて、事業者の方も含めて英語の勉強会とかは観光協会でやっていますし、指さしのメニューなども北海道観光振興機構で出しているものも提唱はしているのですけれども、もう少しその辺を積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 43 分

再開 午後 4 時 50 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について、採択を主張して討論します。
店舗リフォーム助成は、他都市では改修する側からも、その改修する事業者側からも喜ばれています。陳情者の
願意は妥当であり、採択を求めます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。
まず、陳情第11号について採決いたします。
継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。
よって、さように決しました。
次に、所管事務の調査について採決いたします。
継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。
本日は、これをもって散会いたします。